

独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果（案）

I 諸手当

1 給与水準に影響する諸手当

平成20年度において、給与水準に影響する諸手当^(注1)のうち国と異なる諸手当^(注2)を設けている法人は39法人（延べ76手当）あり、これらの法人における国と異なる諸手当の状況は以下のとおりである。

(注) 1 超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除く手当

2 国の諸手当と同じ目的で支給することとしているが国よりも高い支給額を定めたり支給額の算定方法等が異なっている手当

(1) 俸給の特別調整

<国>

管理又は監督の地位にある職員に支給するものであり、民間でいう管理職手当に相当するが、民間企業では役職の職責手当は基本給とは別に定額で定めているのが一般的である。以前、国においては俸給月額に区分ごとの支給割合を乗じて支給する定率制となっていたため、昇級に連動して手当額が累進し、同じ役職であっても経験年数の差に応じて手当額に大きな差が生じるなど、年功的な要素の強い仕組みとなっていた。このような年功的な要素を排除し、管理、監督の地位にある職員の職務・職責を端的に反映、評価すべく、国は、平成19年4月から、職責に応じた定額制を導入している。

① 俸給月額に支給割合を乗じて支給額を算定する定率制を採用している法人

（沖縄科学技術研究基盤整備機構、日本万国博覧会記念機構、物質・材料研究機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、農業者年金基金、都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構）

② 国は、行政職では139,300円、研究職では139,700円が本手当の最高支給額となっているが、国の最高額より高い支給額を定めている役職がある法人

（情報通信研究機構、日本スポーツ振興センター、産業技術総合研究所、原子力

安全基盤機構、水資源機構、住宅金融支援機構)

(2) 初任給調整手当

<国>

民間企業とその他世間一般の初任給との差に原因する採用困難等の事情を緩和し、必要な人材を公務に確保することを狙いとして設けられた手当であり、国においては、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする官職等（医師及び歯科医師等）に支給し、最高額を306,900円として、医師の採用困難の程度及び期間に応じた支給額を定め、採用の日から一定期間支給している。

なお、平成20年8月11日の人事院勧告を受けて、国は、21年4月1日より、若手・中堅医師の人材確保のため、初任給調整手当の最高額を410,900円(104,000円引き上げ)としている。

① 国より高い支給を定めている法人

- ア. 最高額307,900円
(労働者健康福祉機構)
- イ. 最高額307,900円
(国立病院機構)

(3) 専門スタッフ職調整手当

<国>

極めて高度の専門的な知識、経験・識見を活用して遂行することが必要とされる業務で、重要度・困難度が特に高い業務に従事する職員に対し、俸給月額に10/100を乗じた額を支給している。

① 定額制を採用している法人

(農林漁業信用基金)

(4) 扶養手当

<国>

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給するものであり、国においては、

配偶者 13,000 円、配偶者以外各 6,500 円、子（16 歳年度初め～22 歳年度末）がいる場合の加算額各 5,000 円と支給額を定めている。

- ① 配偶者 16,000 円、配偶者以外各 8,000 円、子（16 歳年度初め～22 歳年度末）がいる場合の加算額各 6,100 円を支給している法人
（医薬品医療機器総合機構）
- ② 配偶者 18,800 円、配偶者以外各 9,425 円、子（16 歳年度初め～22 歳年度末）がいる場合の加算額各 7,200 円を支給している法人
（日本貿易保険）
- ③ 配偶者のない職員の子のうち、2 人までそれぞれ 11,000 円を支給（平成 21 年 6 月まで）している法人
（日本貿易振興機構）

（5）広域異動手当

<国>

官署間の距離等が 60 km 以上の広域的な異動等を行った職員に対し、官署間の距離に応じて異動等の日から 3 年間支給する手当であり、国においては、俸給に、俸給の特別調整額及び扶養手当等を加えた月額に、距離区分に応じて定められた支給割合（60km 以上 300km 未満は 3/100、300km 以上は 6/100）を乗じた額を支給している。

- ① 距離区分を設けず、60km 以上の広域的な異動を行った職員に対して、一律的に支給割合を 4.5/100 と定めている法人
（科学技術振興機構）
- ② 300km 以上の異動を行う職員に対し、国より高い 10/100 を支給割合として定めている法人
（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

（6）研究員調整手当

<国>

研究員調整手当は、科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の

状況、研究員の採用状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関に勤務する研究員に支給される手当であり、国においては、俸給に、俸給の特別調整額及び扶養手当を加算した月額に、10/100 を乗じて算定した額を支給している。

① 国より高い支給割合 (12/100) を定めている法人

(情報通信研究機構)

② 定額制となっている法人

ア. 定額 (役職手当の支給を受ける者月額 25,000 円、それ以外の者月額 40,000 円) を支給している。

(海洋研究開発機構)

イ. 定額 (職務の級に応じて月額 19,000~33,800 円) を支給している。

(日本原子力研究開発機構)

(7) 住居手当

<国の場合>

借家・借間又は自宅に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者等が借家・借間に居住する職員に支給するものであり、国においては、借家・借間居住職員 (月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員) に対しては最高 27,000 円まで、自宅居住職員に対しては 2,500 円 (自宅の新築・購入から 5 年間に限る) と支給額を定めている。

なお、平成 21 年 8 月 11 日の人事院勧告において、国は、自宅に係る住居手当 (新築・購入後 5 年に限り支給、月額 2,500 円) は廃止するよう求められているところである。

① 国より高い支給額を定めている法人

ア. 任期制職員が負担する家賃 (2 台までの駐車場料金及び居住維持費を含む) の月額 5 分の 4 に相当する額 (各々の研究を統括する立場にある代表研究者の月額の上限は 160,000 円) を支給している。

(沖縄科学技術研究基盤整備機構)

イ. 任期制職員が負担する家賃の月額の 1/2 に相当する額 (月額世帯用住宅の上

限額 60,000 円、単身用住宅の上限額 40,000 円) を支給している。

(理化学研究所)

ウ. 借家・借間居住職員に対し独身者には最高 50,000 円まで、扶養親族がいる場合は最高 100,000 円まで支給している。

(日本貿易保険)

② 国にはない支給内容を定めている法人

ア. 借家・借間居住職員に対し最高 50,000 円まで支給するなど国より高い支給額となっているのに加え、住宅を取得するための借入金残高が 500 万円以上ある職員に対し、借入残高に応じて 6,000 円から 13,000 円を支給している。

(原子力安全基盤機構)

(8) 単身赴任手当

<国>

異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給するものであり、国においては、職員住居と配偶者住居との交通距離に応じて月額 23,000 円から 68,000 円の間で支給額を定めている。

① 国にはない支給内容を定めている法人

原則、国と支給額算定方法は同じであるが、組織改編に伴う時限的措置(平成 23 年 3 月 31 日まで)として、配偶者の住居に帰省する月に限り、月額 23,000 円に 1 回の帰省に係る交通運賃の実費額を加算する方法を選択できものとしている。

(日本スポーツ振興センター)

(9) 期末手当(期末特別手当)、勤勉手当

<国>

期末手当は、民間における賞与等のうち定率支給分に相当する手当として 6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する職員に支給するものであり(指定職俸給表の適用を受ける職員は期末手当の代わりに期末特別手当を支給)、また、勤勉手当は、民間における賞与等のうち考課査定分に相当する手当として 6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する職員に勤務成績に応じて支給するものである。

- ① 職務別加算や成績率の支給割合や、支給額算定方法が国と異なっている法人
(国民生活センター、沖縄科学技術研究基盤整備機構、情報通信研究機構、国際協力機構、日本万国博覧会記念機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、科学技術振興機構、日本学術振興会、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構、高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、年金・健康保険福祉施設整理機構、経済産業研究所、日本貿易保険、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、空港周辺整備機構、都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構、環境再生保全機構)
- ② 考課査定がなされていない法人
(日本原子力研究開発機構 (課長代理職以上の職員は考課査定を実施))

平成20年度において、法人独自の諸手当を設けている法人は17法人(延べ27手当)であり、これら法人における法人独自の諸手当の状況が表I-1のとおりである。

2 給与水準に影響しない諸手当

平成20年度において、給与水準に影響しない諸手当^{(注)1}のうち国と異なる諸手当^{(注)2}を設けている法人は9法人(延べ12手当)あり、これらの法人における国と異なる諸手当の状況は以下のとおりである。

(注) 1 超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当

2 国の諸手当と同じ目的で支給することとしているが国よりも高い支給額を定めたり支給額の算定方法等が異なっている手当

(1) 通勤手当

<国>

通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給するものであり、通勤距離が片道2km以上である職員を対象に、交通機関等の利用者については、経済性を考慮して6箇月定期券等の価額による一括支給(ただし一箇月当たり55,000円が支給限度額)、自動車等の交通用具使用者については通勤距離に応じた月額(2,000円～24,500円)を毎月支給している。

① 交通機関等の利用者について、国より高い支給額の上限等を定めている法人

ア. 1か月の上限額を100,000円と定めている

(経済産業研究所、日本貿易保険、製品評価技術基盤機構、原子力安全基盤機構)

イ. 1か月の上限額を65,000円と定めている

(産業技術総合研究所)

② 自動車等の交通用具使用者について、国にはない支給内容を定めている法人

夜間交替勤務の遠距離通勤者に対する支給額(26,100円が上限)を定めている法人

(国立印刷局)

(2) 特殊勤務手当

<国>

高所作業等、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を俸給で考慮すること

が適当でないと思えられるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する手当であり、国は、職務内容に応じた27種類の手当が定められている。

- ① 夜間看護等手当について、国が定めている最高支給額（6,800円）を上回る最高支給額（8,800円）を定めている法人
（国立病院機構）

（3）超過勤務手当

<国>

超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給される手当であり、国においては、勤務1時間当たりの給与額に勤務の区分に応じて定められている支給割合（労働基準法に基づき、正規の勤務時間が割り振られた日の超過勤務は125/100、それ以外の日の超過勤務は135/100に設定）と、勤務時間数を乗じて、支給額を算定している。

- ① 国より高い支給割合を定めている法人
（国際協力機構、労働政策研究・研修機構）

（4）宿日直手当

<国>

宿日直を行った職員に支給される手当であり、国においては、勤務の態様に応じ、勤務1回につき4,200円から20,000円の支給額を定め、実績に応じて支給額を算定している。

- ① 職員の勤務1日当たりの平均賃金額の1/3に相当する額を支給する定率制を採用している法人
（大学入試センター）
- ② 国より高い支給額を設定し、国にはない勤務態様に対しても手当の支給対象としている法人
（放射線医学総合研究所）

(5) 管理職特別勤務手当

<国>

特定の管理職員等が臨時又は緊急の必要等により、休日に勤務した場合に支給される手当であり、国においては、俸給の特別調整額の区分等に応じ、勤務1回につき6,000円から27,000円の範囲で支給額を定めている。

- ① 職務の級の最高号俸の月例給与額に10/100を乗じて得た額を最高限度額として支給額を定めている法人

(国立病院機構)

平成20年度において、法人独自の諸手当を設けている法人は20法人(延べ53手当)であり、これら法人における法人独自の諸手当の状況が表I-2のとおりである。

II 法定外福利費

独立行政法人101法人の平成20年度における福利厚生費の支出総額は1,644億円となっており、このうち法定外福利費は123億円となっている。

各法人における法定外福利費の支出状況^(注)をみると、以下の支出について、多くの法人において、法人からの支出を行っていない又は平成20年度以降、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、法人からの支出を廃止するよう見直しが行われている状況にある。

(注) 1 法定外福利費の区分については、「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の水準の公表」における法定福利費の記載要領を参考にしている。

2 法定外福利費のうち住宅関連及び医療・健康関連については、国や民間企業においても一般的に支出されていると考えられることから、今回の取りまとめからは除外している。

① 互助組織に対する支出（表Ⅱ－1参照。）

互助組織（法人の職員により構成され、職員に対する福利厚生事業等を実施する組織であって、法人からの支出を受けているものをいう。）に対して、平成19年度に支出を行っていた法人は101法人中31法人であった。このうち20年度以降、支出を廃止することとしている法人は11法人、支出を削減（負担率の引き下げ等）している法人は13法人である。

② 文化・体育・レクリエーションに関連する事業（表Ⅱ－2－①から③参照。）

文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対して、平成19年度に支出を行っていた法人は101法人中57法人であった。このうち20年度以降、支出を廃止することとしている法人は33法人、一部事業に対する支出の廃止又は事業内容の見直しを行うこととしている法人は17法人である。

また、文化・体育・レクリエーションに関連する事業に含まれる具体的な事業のうち、例えば、「職場親睦活動等の補助に係るもの」については、平成19年度に法人から支出を行っていた36法人のうち35法人が20年度以降支出を廃止することとしており、「クラブ活動等の補助に係るもの」については、19年度に法人からの支出を行っていた25法人のうち20法人が20年度以降、法人からの支出を廃止することとしている。

(注) 「レクリエーション経費」については、「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成20年8月4日総務省行政管理局長通知）により、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされている。

③ 職員等に対する食券交付・実費給付など給食費補助に係る事業（表Ⅱ－3参照。）

職員等に対する食券交付・実費給付など給食費補助に係る事業に対して、平成19年度に支出を行っていた法人は101法人中27法人であった。このうち20年度以降、法人からの支出を廃止することとしている法人は20法人である。

④ 慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業（表Ⅱ－4参照。）

慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対して、平成19年度に支出を行っていた法人は101法人中81法人である。このうち20年度以降、支出を廃止することとしている法人は2法人、一部事業に対する支出の廃止又は事業内容の見直しを行うこととしている法人は17法人である。

⑤ 福利厚生代行サービス、カフェテリアプラン（表Ⅱ－5参照。）

福利代行サービス（福利厚生全般の運営のサービスを提供するアウトソーサーと契約（外部委託））、カフェテリアプラン（従業員に費用と連動したポイントを付与し、その範囲内で福利厚生メニューの中から選択させる制度）に対して、平成19年度に支出を行っていた法人は101法人中18法人であった。このうち20年度以降、支出を廃止している法人は7法人である。

法人名等			手当名	支給内容																		
				支給額																		
1	内閣	国民生活センター	業績手当	別に定める業績評価制度に基づく評価結果に応じて支給 俸給月額及び職務手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる評価結果の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じた額 (1)SA評価：100分の7 (2)A評価：100分の6 (3)B評価：100分の5 (4)C評価：100分の4 (5)D評価：100分の3																		
2	総務	情報通信研究機構	出向手当	在籍出向者のうち出向契約において機構が給与を支給すると定めた者 在籍出向をする前日において受けている職責手当と同額																		
			資格手当	法令等により選任を義務付けられている者として満たすべき資格を有する職員 資格手当の月額は、認定を受けた選任者に対し、当該認定1件につき1,000円とする。職員1人あたりの選任者としての届出数は、特に必要と認める場合を除き3件まで。																		
3	文科	物質・材料研究機構	能力手当	研究職に能力に応じて支給 職員の本給の額に、それぞれ以下の支給率を乗じて得た額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラボ長、部門長、センター長、クラスターマネージャー、領域コーディネーター、拠点長、副拠点長、最高運営責任者、部長、コーディネーター、主任研究者（センター長クラス）室長</td> <td>18%以上40%以下</td> </tr> <tr> <td>ステーション長、副ステーション長、グループリーダー、主任研究者（グループリーダークラス）</td> <td>18%以上25%以下</td> </tr> <tr> <td>フェロー</td> <td>14%以上25%以下</td> </tr> <tr> <td>上席研究員</td> <td>20%以上40%以下</td> </tr> <tr> <td>主席研究員、MANA研究者（研究職5級）、独立研究者（研究職5級）、運営主席、チーム長</td> <td>14%以上20%以下</td> </tr> <tr> <td>主幹研究員、主任研究員、運営主幹、運営主任、MANA研究者（研究職4級、3級）、独立研究者（研究職4級、3級）</td> <td>12%以上20%以下</td> </tr> <tr> <td>研究員、独立研究者（研究職2級）</td> <td>10%以上14%以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10%以上12%以下</td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給率	ラボ長、部門長、センター長、クラスターマネージャー、領域コーディネーター、拠点長、副拠点長、最高運営責任者、部長、コーディネーター、主任研究者（センター長クラス）室長	18%以上40%以下	ステーション長、副ステーション長、グループリーダー、主任研究者（グループリーダークラス）	18%以上25%以下	フェロー	14%以上25%以下	上席研究員	20%以上40%以下	主席研究員、MANA研究者（研究職5級）、独立研究者（研究職5級）、運営主席、チーム長	14%以上20%以下	主幹研究員、主任研究員、運営主幹、運営主任、MANA研究者（研究職4級、3級）、独立研究者（研究職4級、3級）	12%以上20%以下	研究員、独立研究者（研究職2級）	10%以上14%以下		10%以上12%以下
			職名	支給率																		
			ラボ長、部門長、センター長、クラスターマネージャー、領域コーディネーター、拠点長、副拠点長、最高運営責任者、部長、コーディネーター、主任研究者（センター長クラス）室長	18%以上40%以下																		
ステーション長、副ステーション長、グループリーダー、主任研究者（グループリーダークラス）	18%以上25%以下																					
フェロー	14%以上25%以下																					
上席研究員	20%以上40%以下																					
主席研究員、MANA研究者（研究職5級）、独立研究者（研究職5級）、運営主席、チーム長	14%以上20%以下																					
主幹研究員、主任研究員、運営主幹、運営主任、MANA研究者（研究職4級、3級）、独立研究者（研究職4級、3級）	12%以上20%以下																					
研究員、独立研究者（研究職2級）	10%以上14%以下																					
	10%以上12%以下																					
職能手当	エンジニア職の職務を遂行する能力に応じて支給 職員の本給の額に、それぞれ以下の支給率を乗じて得た額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステーション長</td> <td>18%、20%、25%</td> </tr> <tr> <td>マイスター</td> <td>16%、18%、20%、25%</td> </tr> <tr> <td>グループリーダー</td> <td>14%、16%、18%、20%</td> </tr> <tr> <td>チーム長、チームリーダー</td> <td>12%、14%、16%、18%</td> </tr> <tr> <td>上席エンジニア</td> <td>14%、16%、18%、20%</td> </tr> <tr> <td>主席エンジニア、主幹エンジニア</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>主任エンジニア、エンジニア</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給率	ステーション長	18%、20%、25%	マイスター	16%、18%、20%、25%	グループリーダー	14%、16%、18%、20%	チーム長、チームリーダー	12%、14%、16%、18%	上席エンジニア	14%、16%、18%、20%	主席エンジニア、主幹エンジニア	12%	主任エンジニア、エンジニア	10%					
職名	支給率																					
ステーション長	18%、20%、25%																					
マイスター	16%、18%、20%、25%																					
グループリーダー	14%、16%、18%、20%																					
チーム長、チームリーダー	12%、14%、16%、18%																					
上席エンジニア	14%、16%、18%、20%																					
主席エンジニア、主幹エンジニア	12%																					
主任エンジニア、エンジニア	10%																					
業績手当	研究職とエンジニア職の前年の個人業績に応じて支給する。適用は研究職とエンジニア職のみ 勤奨手当基礎額と同じ額となる業績手当基礎額に100分の62.5（幹部職員は100分の72.5）を乗じて得た額に、前年の個人業績に応じて、それぞれ理事長が定める額を加算した額とする																					
4	文科	科学技術振興機構	情報手当	副主任情報員、情報員の職にある職員 なお、業務及び組織の見直しに伴い業務内容が見直されたため、情報員の発令は行われなくなっており、21年度中に廃止予定。 本給×6/100以内																		
5	文科	理化学研究所	裁量労働手当	専門業務型裁量労働制適用者に対して支給 定年制職員：課長代理級研究員 超過勤務手当（13時間分）相当額 ：係長級研究員 超過勤務手当（15時間分）相当額 任期制職員：非管理職研究員 超過勤務手当（15時間分）相当額 任期制職員就業規程第17条に定める裁量労働によるみなし労働時間制の適用者に支給金額は労使協定で定める。 ※ 任期制職員就業規程第17条（専門業務型裁量労働制） 研究開発及び情報システムの分析・設計に従事する任期制職員で、業務の遂行方法及び就業時間の管理について所属長の具体的指示が及ばず、本人の裁量にゆだねることが多いと認められるときには、労使協定を締結して裁量労働制を適用できるものとし、労使協定で定める時間勤務したものとみなす。																		
			退職見合手当	年棒制を採用する定年制職員に対して支給 契約事務職員及び特別契約事務職員に対して支給 定年制職員：本給に、定年制職員退職金支給規程により算出した退職金を基礎として定める割合を乗じて得た額 契約事務職員等：本給を12で除して得た額																		

法人名等		手当名	支給内容
			支給額
		報奨金	優れた業績をあげた職員に対して支給 1名当たり10万円を上限として3月に支給
6	文科	宇宙飛行士手当	宇宙飛行士として認定された者に対して支給 職員の属している級における本給の最低の号給による本給月額×75/100 (業務に従事する割合により変動)
7	文科	業績手当	期末手当・勤労手当支給時に支給(管理職を除く) 算出方法は期末手当と同様 支給割合は、6月に支給する場合6/100、12月に支給する場合16/100
8	文科	船員手当	船員法の適用を受ける職員に支給 1) 役職手当の支給を受ける者: 25,000円 2) 前号以外の者: 40,000円
		船舶衛生管理者	船員のうち、船舶衛生管理者に指名された職員に支給 1) 適任証を受有する者 月額14,000円 2) 適任証を受有しない者 月額 8,400円
9	厚労	高齢・障害者雇用支援機構	転居手当 異動に伴って転居した職員に支給 扶養親族の人数に応じ、50,000円から150,000円を支給
10	厚労	労働者健康福祉機構	特別調整手当 国の俸給の調整額の内容と同様 俸給月額×支給割合 <特別調整手当支給区分表> ○支給対象職員 1 結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする臨床検査技師及び衛生検査技師 2 結核患者、精神病患者又はせき髄麻ひ患者に直接接することを常例とする診療放射線技師及び診療エックス線技師 3 せき髄麻ひ患者の理学療法又は作業療法に直接従事することを本務とする理学療法士及び作業療法士 4 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士及び作業療法士のうち理事長が別に定める職員 ○支給率: 6/100
11	厚労	業績手当の年度末賞与	基準日(3月1日)に在職する職員に支給 (年度末賞与) 当該年度の「医業取支が特に良好な病院」に基準日(3月1日)に在職する職員等に支給支給額=(基本給月額+基本給月額に対する地域手当+基本給月額に対する広域異動手当+役職加算額+役付加算額)を基礎とし当該年度の病院の業績に応じて定める病院毎の支給総額以内で決定
		医師手当の加算部分	病院運営に有用な資格を有する者に支給 (支給額) 加算部分 専門医資格等病院運営に有用な資格を有する者に1資格当たり5,000円(上限10,000円を支給)
		業績年俸	副院長等である職員に対し業績手当に代わり基準日(6月1日及び12月1日)に在職する職員に支給 (支給額) 前年度の業績年俸の額に、80/100から120/100の範囲内で職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額を支給 各支給日の支給額には1/2相当ずつを支給
		特殊業務手当	国の俸給の調整額の内容と同旨の手当(ただし賞与・退職手当等の算定基礎の対象としない) (支給額) 種別(月額) 1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師(35,400円) 2 進行性筋い縮症児(以下「筋ジス児」という。)を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師(〃) 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師(〃) 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるもの(以下「神経・筋病棟等」という。)に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師(〃) 5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師(17,700円) 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師(〃) 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師(集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。)(〃) 8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師(16,000円) 9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師(〃)

法人名等			手当名	支給内容
				支給額
				10 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士 (5,200円) 11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士 (〃) 12 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 (20,800円) 13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 (〃) 14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 (〃) 15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 (〃) 16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 (10,400円) 17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 (〃) 17の2 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 (20,800円) 18 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 (〃) 19 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 (〃) 20 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 (〃) 21 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 (10,400円) 22 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士 (〃) 23 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師 (20,800円) 24 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師 (〃) 25 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師 (10,400円) 26 重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士 (20,800円) 27 筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士 (〃) 28 精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士 (10,400円) 29 重症心身障害児を専らに入院させる病棟 (以下「重心病棟」という。)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (25,000円) 30 筋ジス児を専ら入院させる病棟 (以下「筋ジス病棟」という。)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (〃) 31 せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟 (以下「せき損病棟」という。)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (〃) 32 神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (〃) 33 結核患者を専ら入院させるための病棟 (以下「結核病棟」という。)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12,500円) 34 精神病患者を専ら入院させるための病棟 (以下「精神病棟」という。)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (〃) 35 集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (〃) 36 結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手 (4,200円) 37 精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手 (〃) 38 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手 (18,800円) 39 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手 (9,400円) 40 重心病棟に勤務する看護助手 (22,800円) 41 筋ジス病棟に勤務する看護助手 (〃) 42 せき損病棟に勤務する看護助手 (〃) 43 神経・筋病棟等に勤務する看護助手 (〃) 44 結核病棟に勤務する看護助手 (11,400円) 45 精神病棟に勤務する看護助手 (〃) 46 集中治療病棟に勤務する看護助手 (〃) 47 放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手 (15,000円) 48 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手 (〃) 49 結核病棟に勤務する保清員 (9,400円) 50 精神病棟に勤務する保清員 (〃) 51 重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員 (13,500円) 52 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員 (9,400円) 53 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員 (〃) 54 重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員 (25,000円) 55 筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員 (〃) 56 重症心身障害児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士 (30,200円) 57 筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士 (〃) 58 神経・筋病棟等に勤務する保育士 (〃) 59 結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員 (12,500円) 60 患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員 (10,000円) 61 重心病棟に勤務する療養介助員 (25,000円) 62 筋ジス病棟に勤務する療養介助員 (〃) 63 せき損病棟に勤務する療養介助員 (〃) 64 神経・筋病棟等に勤務する療養介助員 (〃) 65 結核病棟に勤務する療養介助員 (12,500円) 66 精神病棟に勤務する療養介助員 (〃)
			専門看護手当	専門看護師あるいは認定看護師に対して支給 (支給額) 専門看護師 月額5,000円 認定看護師 月額3,000円
12	厚労	年金・健康保険福祉施設整理機構	本部手当	国の関係機関との連絡・調整、国会対応等本部の業務の特殊性・困難性を踏まえ、本部に勤務する職員に支給 (俸給+諸手当)の10%の範囲内で理事長が定める額

法人名等			手当名	支給内容
				支給額
13	経産	日本貿易保険	専門能力給	職員の専門能力に応じ支給 ○国家公務員等からの出向者 理事長が定める額を支給 ○プロパー S 専門能力：24万円 A A 専門能力：16万円 A 専門能力：8万円 準A 専門能力：4万円
14	経産	産業技術総合研究所	資格手当	法令により研究所として有資格者の配置を義務付けられている場合において、当該有資格者として職務に従事する職員に支給する。 1 資格につき月額2,000円を支給する。
15	経産	原子力安全基盤機構	検査員手当	検査業務に従事する検査員に支給 検査業務に従事する検査員検査員について、検査員資格及び一定の外部資格の保持者に支給。資格毎に100円～2,000円
16	国交	交通安全環境研究所	実績手当	研究職俸給表適用職員(管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員を除く。)の1年間の実績評価に対して理事長の定める単価に基づき算出した額を支給 理事長の定める単価×実績評価点
17	国交	海上災害防止センター	乗船手当	船舶乗組員である者に対して支給 俸給月額×4/100

(注) ※は、特定独立行政法人である。

法人名等		手当名	支給内容
			支給額
1	財務	造幣局 ※	<p>超過勤務手当等の附加額</p> <p>職員が超過勤務、休日勤務又は夜間勤務時間中において、特殊勤務作業に従事した職員に支給</p> <p>附加額基礎額に次の割合を乗じて得た額を超過勤務手当、休日給又は夜勤手当額に加算して支給</p> <p>①超過勤務時間 125/100 (午後10時から翌日の午前5時までの間は、150/100)</p> <p>②休日勤務時間 135/100 (午後10時から翌日の午前5時までの間は、160/100)</p> <p>③夜間勤務時間 25/100</p> <p><附加額基礎額></p> <p>○特殊勤務作業に引き続き4時間以上従事した場合 従事した特殊勤務作業の4時間以上の手当額を1日所定勤務時間数で除した額</p> <p>○特殊勤務作業に従事した時間が4時間未満の場合 従事した特殊勤務作業の4時間未満の手当額を1日所定勤務時間数で除した額</p>
			<p>特殊勤務手当 著しく高いふく射熱にさらされる作業</p> <p>溶解、製錬、圧延及び工作工場で行う金属の溶解、圧延、焼鈍又は鑄造作業で著しく高いふく射熱にさらされる作業</p> <p>4時間以上：280円 4時間未満：180円</p>
			<p>特殊勤務手当 有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業若しくは高濃度の亜硫酸ガスその他の有害ガス発生中の作業</p> <p>(1) 装金工場の羽布作業及びクローム酸粉末その他の有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業 (2) 溶解工場及び製錬工場で行うじんあい又は粉末を著しく飛散する古るつぼ及び地金溶解かすの淘汰作業 (3) 回収貨幣の選別作業及びこれに付随する作業 (4) 試験工場の室内で行う高濃度の亜硫酸ガスその他の有害ガス発生中の作業 (5) 装金工場で行うクローム、金、銀その他のメッキ作業 (6) 製錬工場で行う電解作業 (7) 工作工場で行う電気又はアセチレンガスによる溶接若しくは溶断作業</p> <p>(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)の場合 4時間以上：280円 4時間未満：180円</p> <p>(3)の場合 4時間以上：240円 4時間未満：140円</p>
			<p>特殊勤務手当 高圧活線に接近して行う作業</p> <p>直流750ボルト、交流300ボルト以上の電圧加圧中の裸線に接近して行う作業。ただし、変電所の保守作業を除く。</p> <p>4時間以上：280円 4時間未満：180円</p>
			<p>特殊勤務手当 重量物取扱作業</p> <p>(1) 500キログラム以上の機械等の人力による運搬作業 (2) 装金工場でコールドホッピングマシン及びフリクションプレス等を用い10キログラム以上の極印を手で反復操作する作業 (3) 10キログラム以上の地金及びシスルを人力により反復してひょう量運搬する作業</p> <p>4時間以上：240円 4時間未満：140円</p>
			<p>特殊勤務手当 粉末又はじんあいを著しく飛散する作業</p> <p>(1) 圧搾空気を使用し、じんあい及び砂を飛散する砂吹作業 (2) 石こうの粉末を著しく飛散する型取作業</p> <p>4時間以上：200円 4時間未満：120円</p>
			<p>特殊勤務手当 圧搾空気を使用して行う着色アミールの吹付作業</p> <p>圧搾空気を使用して行う着色アミールの吹付作業</p> <p>4時間以上：200円 4時間未満：120円</p>
			<p>特殊勤務手当 高いふく射熱にさらされる作業</p> <p>(1) 夏期(7月、8月、9月)におけるガス炉による円形焼鈍作業 (2) 試験工場における鉱石の溶解作業</p> <p>4時間以上：200円 4時間未満：120円</p>
			<p>特殊勤務手当 3000ボルト以上の高圧線配電設備の保守作業</p> <p>3000ボルト以上の高圧線配電設備の保守作業</p> <p>4時間以上：180円 4時間未満：110円</p>
			<p>特殊勤務手当 深夜にかかる貨幣製造作業</p> <p>職員の正規の勤務時間による勤務が深夜にかかる貨幣製造作業</p> <p>1回について1,010円</p>
			2
<p>特殊勤務手当 乾燥剤製造作業手当</p> <p>塩化ジルコニウム、塩化コバルト等の薬品を使用し、化学反応を行って、乾燥剤を製造する作業</p> <p>4時間以上：145円 4時間未満：85円</p>			
<p>特殊勤務手当 ローラー製造作業手当</p> <p>塩化ビニール樹脂を主体とした合成ゴムローラーを製造する過程において、安定剤又は可塑剤として有機錫、ブタジエン及びアクリルニトリル共重合体等を使用する練合、脱泡、加熱重合等の作業</p> <p>4時間以上：115円 4時間未満：70円</p>			

法人名等			手当名	支給内容
				支給額
			特殊勤務手当 顔料の混合作業手当	印刷インキを製造するため、マンガン塩等の有害物質を含む各種顔料を秤量し、混合する作業 4時間以上：190円 4時間未満：115円
			特殊勤務手当 グラビアインキ等 製造作業手当	(1) ソルベント2号若しくはキシロールを使用してグラビアインキを製造する作業又はシクロヘキサノンを使用してスクリーンインキを製造する作業 (2) ノルマルプロピルアルコール及びアンモニア水を使用してグラビアインキを製造する作業 (1) の場合 4時間以上：190円 4時間未満：115円 (2) の場合 4時間以上：100円 4時間未満：60円
			特殊勤務手当 めっき作業手当	1 クローム酸を使用して版面の表面にクロームめっきを行う作業 2 硝酸銀、硫酸、苛性ソーダ等を使用して、型版の脱脂、整面、銀鏡又は硫酸銅めっき若しくは硫酸ニッケルめっきを行う作業 4時間以上：215円 4時間未満：130円
			特殊勤務手当 金属の溶解作業手当	1 各種の鑄造機を操作して活字合金を溶解しながら活字又はインテル等を製造する作業 2 溶解釜を操作して鉛、錫、アンチモン又は着鉛等の合金を溶解し、版面を製造する作業 3 溶解炉を操作して鑄鉄及び砲金の素材を溶解し鑄型に流し込む作業 4時間以上：215円 4時間未満：130円
			特殊勤務手当 製版作業手当	1 硝酸、硝酸銀、硫酸、塩酸、氷酢酸、クローム酸カリ、重クローム酸アンモン、さらし粉飽和液、ベンゼン、エチルセルブアセテート、無水クローム酸、苛性ソーダ、アーク灯等を使用して版材の準備、整面又は写真製版を行う作業 2 エチルセルブアセテート又はミネラルスピリットを溶剤として使用する作業過程を含むグラビア用版面の製造作業 4時間以上：190円 4時間未満：115円
			特殊勤務手当 凹版印刷作業手当	クロロセン又はトリクロールエタンを溶剤として使用する凹版印刷作業 4時間以上：95円 4時間未満：55円
			特殊勤務手当 グラビア印刷作業 手当	次に掲げる作業及び同室内で行うその他の作業 (1) ソルベント2号又はキシロールを溶剤とするグラビアインキを使用して行うグラビア印刷作業 (2) ノルマルプロピルアルコール及びアンモニア水を希釈剤とするグラビアインキを使用して行うグラビア印刷作業 (1) の場合 4時間以上：155円 4時間未満：95円 (2) の場合 4時間以上：75円 4時間未満：45円
			特殊勤務手当 溶接作業手当	電気又はアセチレンガスを使用して工作物、機械類を溶接又は溶断する作業 4時間以上：215円 4時間未満：130円
			特殊勤務手当 輻射熱作業手当	7月から9月までの期間の著しい高温下における、次に掲げる作業 1 塗布機を操作して、銀行券用紙及び郵券類用紙に薬液を塗布する作業 2 14段光沢機を操作して、特殊用紙につや付けを行う作業 3 糊引機を操作して、切手用紙、証紙類等の用紙に糊引をする作業 4時間以上：95円 4時間未満：55円
			特殊勤務手当 徹夜作業手当	虎の門工場国会分工場における正規の勤務時間に引き続き午前0時を超えて行う作業。ただし、正規の勤務時間の終業時刻が午後9時30分を超える場合若しくは宿日直勤務又はこれと実質的に同様の事情にある場合を除く 1回につき 275円
			特殊勤務手当 夜間連続作業手当	深夜において、小田原及び岡山の各製紙工場の常時連続勤務を行う調製、抄造、電気、蒸気、用水及び環境整備（小田原工場を除く。）の作業 2時間以上：1,400円 2時間未満：1,120円
			特殊勤務手当 特別実験又は特殊 技能作業手当	理事長が別に定める特別の実験又は特殊の技能を必要とする作業若しくは特殊の環境における作業 従事した時間数1時間につき、60円の範囲内で理事長が別に定める額
3	財務	日本万国博覧会記念機構	特殊勤務手当 特殊現場作業手当	著しく危険、不快、不健康等特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給与の月額で考慮することが適当でない認められるものに従事した職員に支給 ① 感電の危険が特に著しい場所における電気設備点検又は操作の業務 1日200円 ② 公共下水道工事等において行う調査、測量、検査又は工事の監督等の業務に従事した時 1日300円
4	文科	防災科学技術研究所	職務調整手当	管理、監督の業務又は高度な知識、経験を必要とする業務に従事する契約専門員又は特殊な勤務に従事する契約専門員で、理事長が必要と認める場合に支給 基本給の100分の30以内で理事長が決定した額

法人名等			手当名	支給内容	支給額																																							
5	文科	海洋研究開発機構	在船当番手当	在船当番者のうち船員に支給 1船あたり1回につき3,000円を上限とし、各回の1人あたりの支給額は、3,000円をその回の在船当番者の人数で除した額																																								
			年次有給休暇中の船員に対する食費	年次有給休暇中の船員に対して支給（船員法第78条による） 船員食費として1日あたり1,220円																																								
6	文科	国立高等専門学校機構	教員特殊業務手当	休日に学校の管理下において行われる部活動における学生に対する指導業務に従事した場合に支給 業務に従事した日1日につき、1,200円を支給																																								
7	文科	日本原子力研究開発機構	防護活動手当	非常事故防護活動に関する訓練、出動等に従事した職員へ支給 (1) 訓練・待機：200円/回 (2) 出動：700円～3,000円/事故																																								
8	厚労	高齢・障害者雇用支援機構	職業訓練指導員手当	職業訓練指導員が職業訓練の業務に従事したときに支給 俸給×支給割合（10/100）																																								
9	厚労	雇用・能力開発機構	職業訓練指導員手当	職業訓練指導員が職業訓練に従事したときに支給 俸給月額×100分の10																																								
10	厚労	労働者健康福祉機構	特殊勤務手当	国の特殊勤務手当の内容と同様 対象となる職員の区分別に定められた額を支給 <特殊勤務手当支給額表> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>特殊勤務手当を支給される職員</td> <td>手当額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>結核病棟の業務に従事した看護師、准看護師及び看護助手</td> <td>その従事した日1日につき290円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>看護師及び准看護師で次に掲げる業務に従事した職員 ① 人工透析室において血液透析業務に専ら従事した者 ② 採液室において採液業務に専ら従事した者 ③ 中央手術室において手術介助業務に従事した者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>臨床工学技士で次に掲げる業務に従事した職員 ① 人工透析室において血液透析業務に専ら従事した者 ② 中央手術室において手術介助業務に従事した者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>専ら結核病棟の業務に従事した病棟婦、炊事人、洗濯人その他理事長が指定する者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>検査室において検査業務に従事した検査助手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>分娩室において分娩介助業務に従事した助産師、看護師及び准看護師</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>結核患者、精神病患者又はせき髄麻ひ患者のリハビリテーション医療に直接従事することを常例とする マッサージ師、理学療法助手、作業療法助手、言語療法士及び心理判定員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項及び第4項に定める感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員（医師を除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>専ら放射線医療業務に従事した医師、診療放射線技師及び診療エックス線助手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>解剖介助業務のうち理事長が指定する業務に従事した職員（医師を除く。）</td> <td>その従事した日1日につき2,200円</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>高圧治療装置内において高圧のもとで診療業務に従事した職員</td> <td>その従事した時間1時間につき460円</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>神経科病棟（病室を含む。）に勤務した職員（医師を除く。）</td> <td>その従事した日1日につき160円</td> </tr> </table>		特殊勤務手当を支給される職員	手当額	1	結核病棟の業務に従事した看護師、准看護師及び看護助手	その従事した日1日につき290円	2	看護師及び准看護師で次に掲げる業務に従事した職員 ① 人工透析室において血液透析業務に専ら従事した者 ② 採液室において採液業務に専ら従事した者 ③ 中央手術室において手術介助業務に従事した者		3	臨床工学技士で次に掲げる業務に従事した職員 ① 人工透析室において血液透析業務に専ら従事した者 ② 中央手術室において手術介助業務に従事した者		4	専ら結核病棟の業務に従事した病棟婦、炊事人、洗濯人その他理事長が指定する者		5	検査室において検査業務に従事した検査助手		6	分娩室において分娩介助業務に従事した助産師、看護師及び准看護師		7	結核患者、精神病患者又はせき髄麻ひ患者のリハビリテーション医療に直接従事することを常例とする マッサージ師、理学療法助手、作業療法助手、言語療法士及び心理判定員		8	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項及び第4項に定める感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員（医師を除く。）		9	専ら放射線医療業務に従事した医師、診療放射線技師及び診療エックス線助手		10	解剖介助業務のうち理事長が指定する業務に従事した職員（医師を除く。）	その従事した日1日につき2,200円	11	高圧治療装置内において高圧のもとで診療業務に従事した職員	その従事した時間1時間につき460円	12	神経科病棟（病室を含む。）に勤務した職員（医師を除く。）	その従事した日1日につき160円	
				特殊勤務手当を支給される職員	手当額																																							
1	結核病棟の業務に従事した看護師、准看護師及び看護助手	その従事した日1日につき290円																																										
2	看護師及び准看護師で次に掲げる業務に従事した職員 ① 人工透析室において血液透析業務に専ら従事した者 ② 採液室において採液業務に専ら従事した者 ③ 中央手術室において手術介助業務に従事した者																																											
3	臨床工学技士で次に掲げる業務に従事した職員 ① 人工透析室において血液透析業務に専ら従事した者 ② 中央手術室において手術介助業務に従事した者																																											
4	専ら結核病棟の業務に従事した病棟婦、炊事人、洗濯人その他理事長が指定する者																																											
5	検査室において検査業務に従事した検査助手																																											
6	分娩室において分娩介助業務に従事した助産師、看護師及び准看護師																																											
7	結核患者、精神病患者又はせき髄麻ひ患者のリハビリテーション医療に直接従事することを常例とする マッサージ師、理学療法助手、作業療法助手、言語療法士及び心理判定員																																											
8	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項及び第4項に定める感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員（医師を除く。）																																											
9	専ら放射線医療業務に従事した医師、診療放射線技師及び診療エックス線助手																																											
10	解剖介助業務のうち理事長が指定する業務に従事した職員（医師を除く。）	その従事した日1日につき2,200円																																										
11	高圧治療装置内において高圧のもとで診療業務に従事した職員	その従事した時間1時間につき460円																																										
12	神経科病棟（病室を含む。）に勤務した職員（医師を除く。）	その従事した日1日につき160円																																										
			早出勤手当	正規の勤務時間として午前7時までに出勤した職員に支給 6時までに出勤した職員：勤務1回 700円 7時までに出勤した職員：勤務1回 500円																																								

法人名等		手当名	支給内容
			支給額
		待機勤務手当	救急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務に従事した職員に支給 医師：勤務1回 5,800円 医療職又は看護職：勤務1回 2,900円 (注) 待機勤務時間が5時間未満の場合は支給額の50/100に相当する額
11	厚労 国立病院機構 ※	附加職務手当	医師が地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等を附加職務として命じられ、当該業務に従事した場合に支給 (支給額) (要請元より病院に支払われた委託費等) - (附加職務のために欠いた勤務時間に対する給与)
		救急呼出待機手当	救急呼出に備えて自宅等において待機を行った医師等の医療職に支給 (支給額) 待機1回につき 医師 5,000円 医師以外 2,000円 (5時間未満の場合は1/2の額)
		医師派遣手当	医師確保が極めて困難である病院(医師数が医療法の規定の7割以下の病院等)に派遣された医師に支給 (支給額) 日額 20,000円～日額 10,000円
		ヘリコプター搭乗救急医療手当	職員(医療職)がヘリコプターに搭乗し診療等に従事した場合に支給 (支給額) 医師である職員 1回につき 5,000円 看護師等である職員 1回につき 3,000円
12	農水 家畜改良センター	特殊勤務手当 種雄牛馬取扱手当	内容及び支給額については、国の機関であった時の給与法(一般職の職員の給与に関する法律)の規定を引き続き準用 種雄牛馬の精液の採取の作業に従事した場合、種雄牛馬の自然交配若しくはこれらの準備のために種雄牛馬を御する作業に従事した場合に支給 1日につき230円(種雄牛馬の自然交配又は精液採取の作業) 1日につき138円(準備のために種雄牛馬を御する作業)
13	農水 農業・食品産業技術総合研究機構	特殊勤務手当	種雄牛馬の精液の採取の作業又は種雄牛馬の自然交配若しくはこれらの作業の準備のための種雄牛馬を御する作業 作業に従事した日1日につき 230円 (従事時間4時間未満の場合は60/100)
		特殊勤務手当	動物用ツベルクリンの製造の作業 作業に従事した日1日につき 290円
14	国交 航海訓練所	特殊勤務手当	帆船である練習船のマスト、ヤードその他水面上15メートル以上の箇所で開催作業に従事する職員に支給 水面上15m以上 1日につき370円 水面上30m以上 1日につき520円 (注) 従事する勤務時間が3時間に満たない場合は、それぞれの額に100分の60を乗じた額
15	国交 海技教育機構	実習授業手当	勤務の特殊性に応じ、船舶に関する科目の実習授業を担当する教諭等に実習授業等に従事したときに支給 授業に従事した時間1時間につき、320円
		教員特殊業務手当	勤務の特殊性に応じ、当該業務が心身に著しい負担を与えると理事長が認める程度に及ぶときに支給 表例 1. 非常災害時における業務 3,000円/1日 2. 修学旅行等引率、指導で宿泊が伴うもの 1,700円/1日 3. 部活動で、指導業務を休日に行うもの 1,200円/1日 4. 入学試験等で、監督、採点又は合否判定等を休日に行うもの 900円
16	国交 自動車検査	特殊勤務手当	自動車検査場において、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行う作業等 1日につき150円～380円
17	国交 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	青函トンネル坑内作業手当	青函トンネルの本坑でのトンネル維持管理作業等の業務に対して支給 業務に従事した日1日につき180～300円
		深所作業手当	水面下4メートル以上の深所での工事監督等の業務に対して支給 業務に従事した日1日につき132～220円
18	国交 水資源機構	現場勤務手当	独立行政法人水資源機構特殊勤務手当に関する規程別表第1に掲げる事務所に勤務する職員に支給(平成20年度、21年度の経過期間を経て、21年度末をもって廃止することとしている) 1日につき490円(時間外勤務等による割増措置あり)
19	国交 海上災害防止センター	防除活動手当	防除活動に従事した者に対して支給 1日600円～900円
		防災実技訓練指導手当	実技訓練の指導に従事した防災訓練所職員に対して支給 1日600円

法人名等			手当名	支給内容				
				支給額				
20	国交	都市再生機構	危険手当 (深所作業部分)	危険手当は、危険な箇所における工事に係る調査又は当該工事の監督若しくは検査の業務に従事する職員に対して支給する。(平成21年度末をもって廃止予定)				
				業務内容	支給基準	手当額	時間外割増額 休日以外 休日	深夜 割増額
				深所作業	1日の業務時間が 4時間未満の場合	132円/1日	14円 20円	14円
					1日の業務時間が 4時間以上の場合	220円/1日	14円 20円	14円

(注) ※は、特定独立行政法人である。

各独立行政法人における互助組織に対する支出の状況

表Ⅱ-1

法人名	互助組織支出額 (千円)	法人支出額 (千円)	会員数 (人)	(参考) 会員1人当たり 法人支出額 (千円)	備考
1 (外) 国際協力機構	139,251	31,374	1,598	20	
2 (外) 国際交流基金	14,748	5,263	250	21	
3 (財) 日本万国博覧会記念機構	6,872	0	54	0	平成20年度以降、法人支出を廃止
4 (文) 科学技術振興機構	28,937	11,446	540	21	平成21年度から会費1に対し法人支出を1から0.9に引下げ(H20:11,446千円→H21(予算):10,300千円)、平成21年度をもって法人支出を廃止
5 (文) 理化学研究所	35,677	14,874	638	23	
6 (文) 宇宙航空研究開発機構	156,307	55,394	1,671	33	福利厚生代行サービスの導入、会費率負担見直しに伴う法人支出減(H20:55,394千円→H21(予算):37,201千円)
7 (文) 日本スポーツ振興センター	23,475	9,451	449	21	平成21年度減額(H20:9,451千円→H21(予算):3,779千円)
8 (文) 日本芸術文化振興会	21,482	7,837	330	24	
9 (文) 日本学生支援機構	22,221	9,432	523	18	互助組織の個別事業について見直しを行い、給付事業の一部について廃止を決定し、法人支出について点検・検討を実施(H19:10,287千円→H20:9,432千円→H21(予算):9,432千円)
10 (文) 海洋研究開発機構	16,135	10,450	920	11	平成21年度及び20年度の事業主の負担割合を会費1に対し0.7に据置き(規約上は会費1に対し事業主負担1)
11 (文) 日本原子力研究開発機構	511,160	102,635	4,953	21	法人支出について、平成20年度は対前年度約5%減、平成21年度は対前年度7%減(H19:108,026千円→H20:102,635千円→H21(予算):95,081千円)
12 (厚) 勤労者退職金共済機構	3,440	0	244	0	平成20年度以降、法人支出を廃止
13 (厚) 高齢・障害者雇用支援機構	950,403	10,359	719	14	平成21年度から、レクリエーション事業に係る支出の廃止等の見直しにより法人負担額の引き下げ(5/1000→3/1000)(H20:10,359千円→H21(予算)9,741千円)
14 (厚) 福祉医療機構	11,344	0	267	0	平成20年度以降、法人支出を廃止
15 (厚) 労働政策研究・研修機構	950,403	1,364	80	17	平成21年度から、レクリエーション事業に係る支出の廃止等の見直しにより法人負担額の引き下げ(5/1000→3/1000)(H20:1,364千円→H21(予算)1,048千円)
16 (厚) 雇用・能力開発機構	950,403	58,084	3,525	16	平成21年度から、レクリエーション事業に係る支出の廃止等の見直しにより法人負担額の引き下げ(5/1000→3/1000)(H20:58,084千円→H21(予算)44,766千円)
17 (厚) 労働者健康福祉機構	260,695	121,155	10,339	12	平成21年度において交付金施設職員に係る事業主負担分の廃止(H20:121,155千円→H21(予算):117,872千円)
18 (厚) 医薬品医療機器総合機構	28,634	4,349	538	8	平成21年度以降、法人支出を廃止
19 (農) 農畜産業振興機構	6,335	0	206	0	平成20年6月以降、法人支出を廃止
20 (農) 農林漁業信用基金	2,031	0	122	0	平成20年度以降、法人支出を廃止
21 (経) 工業所有権情報・研修館	9,018	0	102	0	平成20年度以降、法人支出を廃止
22 (経) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	27,922	12,000	952	13	平成20年度において法人負担額を削減、平成21年度以降、法人支出を廃止
23 (経) 日本貿易振興機構	14,242	4,704	957	5	
24 (経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	21,075	6,115	572	11	平成20年度において「包括補助方式」から福利厚生代行サービスに限定した「事業補助方式」へ見直し。H21年度において福利厚生代行サービス年間支出相当額全額補助から1/2補助に減額見直し(H19:9,118千円→H20:6,115千円→H21(予算):3,059千円)
25 (経) 中小企業基盤整備機構	28,075	0	860	0	平成20年度以降、法人支出を廃止
26 (国) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	130,874	26,037	1,738	15	
27 (国) 国際観光振興機構	3,148	1,708	122	14	
28 (国) 水資源機構	473,305	37,074	1,624	23	平成21年度において、機構が厚生会へ助成する率を、職員本給の支出実績の5/1000相当から3/1000相当に引き下げ(H20:37,074千円→H21(予算):22,850千円)
29 (国) 自動車事故対策機構	6,942	3,584	358	10	平成20年6月より法人支出を俸給月額3/1000に相当する額から俸給月額2/1000に相当する額に引き下げ(H19:5,110千円→H20:3,584千円→H21(予算):3,190千円)
30 (国) 都市再生機構	122,370	72,632	4,143	18	平成20年度及び21年度において法人支出額を縮減(H19:74,530千円→H20:72,632千円→H21(予算):71,958千円)

法人名	互助組織支出額 (千円)	法人支出額 (千円)	会員数 (人)	(参考) 会員1人当たり 法人支出額 (千円)	備考
31 (環) 環境再生保全機構	4,561	0	144	0	平成20年度以降、法人支出を廃止

(注)

- 1 本表は、平成20年度の各独立行政法人における互助組織に対する法人支出の状況について記載した。
20年度において法人からの支出が廃止されているものは法人支出額欄に「0」と記載している。
- 2 本表における「互助組織」とは、当該法人の職員により構成され、職員に対する福利厚生事業等を実施する組織をいう。
- 3 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
(内):内閣府、(総):総務省、(外):外務省、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、(国):国土交通省、(環):環境省
- 4 「互助組織支出額」は、互助組織が福利厚生費として支出した総額である。
- 5 「法人支出額」は、互助組織に対する法人からの支出額である。
- 6 「会員数」は、原則として平成20年4月1日現在における互助組織の会員の人数である。
- 7 「会員1人当たり法人支出額」は、法人支出額から会員数を除いた額を参考として記載している。
- 8 「備考」欄には、平成21年11月30日時点での平成20年度以降における法人からの支出の見直し内容等について記載している。
- 8 網掛けは、平成20年度以降、法人からの支出が廃止されているものである。

各独立行政法人における主な法定外福利厚生支出の状況

表Ⅱ-2-①

(文化・体育・レクリエーションに係るもの(クラブ活動等の補助及び職場親睦活動等の補助を除く。))

法人名	実施主体		支出額 (単位:千円)	(参考)互助組織 に対する支 出総額 (単位:千円)	内容	備考
	法人	互助組織				
1 (内) 国民生活センター	○		528	—	●保養施設の利用補助	平成21年度以降、廃止
2 (総) 情報通信研究機構	○		366	—	●個人旅行等補助	平成21年度をもって廃止
3 (総) 統計センター	○		906	—	●業務広報活動	平成20年8月以降、法人 支出を廃止
4 (外) 国際協力機構	○		12,352	—	●保養所の運営 ●資格取得補助	「保養所」については、平 成21年度以降、売却予定 (平成20年度支出額のうち 6,897千円は、旧JBIC保養 所の経費(非承継のため、 平成21年度以降支出なし))
		○	9,650	31,374	●レジャー、文化、宿泊施設等の利用 費用補助	
5 (外) 国際交流基金	○		0	—	●個人旅行等補助	平成20年度以降、廃止
		○	408	5,263	●個人旅行等補助	平成21年度をもって廃止
6 (財) 造幣局	○		116,574	—	●庁舎分室・保養所等	●平成20年度末をもって、 寮(1箇所)、保養所(3箇 所)を廃止●平成21年度 末に本局男子寮を廃止し、 庁舎分室の一部を転用
7 (財) 国立印刷局	○		169,173	—	●保養所維持費●保養所運営委託 費●グラウンド等施設費●通信教育 等各種自己啓発活動補助	●保養所については、平 成20年度末をもってすべて 廃止
8 (財) 日本万国博覧会記念機構	○		210	—	●フィットネスクラブ法人会員	
		○	288	0	●個人旅行等補助	平成20年度以降、法人支 出を廃止
9 (文) 国立科学博物館	○		0	—	●ボランティア協力謝金	平成20年度以降、法人支 出を廃止
10 (文) 物質・材料研究機構	○		6,753	—	●保養所等の所有施設等(利用者に ついて補助券を配布)●仮眠室●表 彰・研修等	●「保養所等」について は、平成20年7月以降、施 設利用を凍結
11 (文) 防災科学技術研究所	○		0	—	●スポーツクラブ等施設契約料	平成20年度以降、廃止
12 (文) 科学技術振興機構		○	6,132	11,446	●保養所の年会費●スポーツクラブ の施設契約●個人旅行補助	平成21年度をもって法人 支出を廃止
13 (文) 理化学研究所		○	1,620	14,874	●本所以外の互助組織事業補助● 保養所利用補助(直接契約)	
14 (文) 宇宙航空研究開発機構	○		127	—	●宿泊施設●スポーツ施設利用年会 費等	
		○	52,302	55,394		
15 (文) 日本スポーツ振興センター		○	14,568	9,451	●行事等助成●外部施設利用補助	平成20年度において、事 業内容の見直し、平成21 年度以降、廃止
16 (文) 日本芸術文化振興会		○	160	7,837	●遊園地年会費	
17 (文) 日本学生支援機構		○	4,977	9,432	●旅行宿泊補助等 ●OB会補助(総会経費補助等)	「旅行宿泊補助等」につい ては、平成21年度以降、内 容の見直し
18 (文) 海洋研究開発機構		○	158	10,450	●スポーツクラブ等施設契約●外部 施設個人利用補助	
19 (文) 国立高等専門学校機構	○		40	—	●保養所等の運営委託	平成20年度以降、廃止
20 (文) 日本原子力研究開発機構	○		379,791	—	●出張者用宿泊施設の維持管理及 び外部委託等●厚生行事開催●外 部施設個人利用補助等	
		○	121,096	102,635	●保養所等の契約、利用料●厚生行 事の補助●施設利用補助●旅行等 の補助	
21 (厚) 勤労者退職金共済機構	○		0	—	●個人旅行等補助	平成20年度以降、廃止
		○	0	0	●夏季旅行券支給	平成20年度以降、廃止
22 (厚) 高齢・障害者雇用支援機構		○	966	7,578	●余暇施設の年会費	
23 (厚) 福祉医療機構	○		7,420	—	●運動場共用費等に係る分担金等● 個人旅行等補助	●「運動場共用費」につい ては、平成21年6月をも って閉鎖●「個人旅行等補 助」については、平成20年 9月末をもって廃止

法人名	実施主体		支出額 (単位:千円)	(参考)互助組 織に対する支 出総額 (単位:千円)	内容	備考
	法人	互助組織				
24 (厚) 労働政策研究・研修機構	○		1,854	—	●自己啓発活動補助	
		○	966	998	●余暇施設の年会費	
25 (厚) 雇用・能力開発機構		○	966	42,492	●余暇施設の年会費	
26 (厚) 労働者健康福祉機構	○		0	—	●職員旅行に対する補助	平成20年度以降、廃止
		○	118,934	121,155	●リフレッシュツアー補助●リフレ ッシュツアー援助金●余暇支援事業補 助	「交付金施設職員に係る事 業主負担分」については、 平成21年度以降、法人支 出を廃止
27 (厚) 国立病院機構	○		8,868	—	●体育施設利用料の補助●講習会、 記念行事●職場活動に対する表彰事 業	「体育施設利用料の補助」 については、平成20年度 以降、法人支出を廃止
28 (厚) 年金積立金管理運用	○		0	—	●自己啓発活動補助	平成20年度以降、廃止
29 (農) 森林総合研究所	○		361	—	●テニスコート等施設費用●自己啓 発活動補助(資格取得のための補 助)	「テニスコート等施設費用」 については、平成20年度 以降、廃止
30 (農) 農畜産業振興機構	○		0	—	●自主的研修費用	
31 (農) 農林漁業信用基金	○		6	—	●通信研修補助	
		○	0	0	●夏期宿泊旅行助成	平成20年度以降、法人支 出を廃止
32 (経) 産業技術総合研究所	○		6,747	—	●運動施設(体育館、グラウンド、テ ニスコート)の維持管理	
33 (経) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	○		0	—	●フィットネスクラブとの年間契約	平成20年度以降、廃止
34 (経) 日本貿易振興機構	○		155	—	●外部施設利用費補助(フィットネス クラブ会費等)●外部サービス利用契 約(NHK交響楽団等)	●「外部施設利用補助」に ついては、平成20年6月を もって廃止●「外部サービ ス利用契約」については、 平成20年度及び21年度以 降、段階的に廃止
35 (経) 原子力安全基盤機構	○		10	—	●外部体育館個人利用補助	平成20年9月をもって廃止
36 (経) 情報処理推進機構	○		1,690	—	●セミナー・講習会参加費●職員研 修業務	
37 (経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構		○	12,188	0	●レジャー費補助●親睦会補助 ●クラブ活動補助●永年勤続関連	平成20年度以降、法人支 出を廃止
38 (経) 中小企業基盤整備機構	○		1,137	—	●自己啓発助成金●保養施設関連 費用	「保養施設関連費用」に ついては、平成20年度以降、 廃止。但し、19年度執行分 を20年度に3万円支出
		○	11,192	0	●保養施設関連費用	平成20年度以降、法人支 出を廃止
39 (国) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○		0	—	●美術展開催費(職員作成絵画等展 覧会設営費)●外部施設利用券交付	平成20年度以降、法人支 出を廃止
40 (国) 水資源機構		○	444	37,074	●永年会員のリフレッシュ休暇取得支 援	
41 (国) 都市再生機構	○		66,771	—	●保養所維持管理●鑑賞会補助● 厚生物品購入費●文化祭開催費● 施設利用補助	平成21年度以降、廃止 (保養所については処分 済)
		○	15,528	72,632	●宿泊施設会費、利用補助等	平成21年度以降、廃止(1 施設は、平成22年度廃止)
42 (国) 住宅金融支援機構	○		0	—	●運動場に係る分担金	平成20年度以降、法人支 出を廃止(平成22年度中に 売却完了予定)
43 (環) 環境再生保全機構	○		341	—	●保養施設利用補助	平成21年10月をもって廃止
		○	180	0	●保養施設利用補助●自己啓発活 動補助(資格取得のための補助)	平成20年度以降、法人支 出を廃止

- (注) 1 本表は、平成20年度の各独立行政法人の法定外福利厚生支出のうち、文化・体育・レクリエーションに係る支出状況について記載している。
20年度において、法人からの支出が廃止されているものは法人支出額欄又は互助組織に対する法人支出額欄に「0」と記載している。
- 2 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
(内):内閣府、(総):総務省、(外):外務省、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、(国):国土交通省、(環):環境省
- 3 「実施主体」は、福利厚生事業の実施主体を示している。
- 4 「支出額」は、I)法人が実施主体である場合には、法人支出額の総額を、II)互助組織が実施主体である場合には、互助組織が支出した総額を記載している。
- 5 「互助組織に対する法人支出額」は、互助組織が実施主体である場合において、互助組織に対する法人からの支出総額を参考として記載しており、支出額の内数ではない。
- 6 「内容」欄には、個人旅行補助等の文化・体育・レクリエーションに係る支出の内容を記載している。
- 7 「備考」欄には、平成21年11月30日時点での平成20年度以降における法人からの支出の見直し内容等について記載している。
- 8 網掛けは、平成20年度以降、すべての事業について法人からの支出が廃止されているものである。
- 9 (文)大学評価・学位授与機構、(文)メディア教育開発センター、(厚)医薬品医療機器総合機構、(農)農林水産消費安全技術センター、(農)農業・食品産業技術総合研究機構、(農)農業環境技術研究所、(農)国際農林水産業研究センター、(経)工業所有種情報・研修館、(経)日本貿易保険、(国)港湾空港技術研究所、(国)自動車検査、(国)自動車事故対策機構、(国)空港周辺整備機構、(国)海上災害防止センターの14法人について、文化・体育・レクリエーションに係る支出があるが、表Ⅱ-2-②、③に記載しており、本表には記載していない。また、(文)海洋研究開発機構については、21年度に個人旅行補助に係る支出を新規に実施すること、(農)農業者年金基金については、21年度に資格取得支援に係る支出を新規に実施することとされている。

各独立行政法人における主な法定外福利厚生支出の状況
(文化・体育・レクリエーション(うち、職場親睦活動等の補助)に係るもの)

表Ⅱ-2-②

法人名	実施主体		支出額 (単位:千円)	(参考)互助組織に 対する支出総額 (単位:千円)	内容	備考
	法人	互助組織				
1 (総) 情報通信研究機構	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
2 (財) 造幣局	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
3 (財) 国立印刷局	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
4 (財) 日本万国博覧会記念機構		○	1,761	0	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、法人支出を廃止
5 (文) 物質・材料研究機構	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年7月以降、廃止
6 (文) 防災科学技術研究所	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
7 (文) 科学技術振興機構		○	2,659	11,446	職場親睦活動等の補助	平成21年度をもって法人支出を廃止
8 (文) 日本スポーツ振興センター		○	10,343	9,451	職場親睦活動等の補助	平成21年度以降、法人支出を廃止
9 (文) 日本学生支援機構		○	0	9,432	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
10 (文) 海洋研究開発機構		○	5,336	10,450	職場親睦活動等の補助	
11 (文) 国立高等専門学校機構	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
12 (文) 大学評価・学位授与機構	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
13 (文) メディア教育開発センター	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
14 (厚) 福祉医療機構		○	870	0	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、法人支出を廃止
15 (厚) 雇用・能力開発機構	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
16 (厚) 国立病院機構	○		255	—	職場親睦活動等の補助	平成20年8月以降、廃止
17 (農) 農林水産消費安全技術センター	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
18 (農) 農業・食品産業技術総合研究機構	○		52	—	職場親睦活動等の補助	平成20年8月以降、廃止
19 (農) 国際農林水産業研究センター	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
20 (農) 森林総合研究所	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
21 (農) 農林漁業信用基金		○	1,339	0	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、法人支出を廃止
22 (経) 工業所有権情報・研修館		○	8,984	0	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、法人支出を廃止
23 (経) 日本貿易保険	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
24 (経) 産業技術総合研究所	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
25 (経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構		○	12,188	0	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、法人支出を廃止
26 (経) 中小企業基盤整備機構		○	5,773	0	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、法人支出を廃止
27 (国) 港湾空港技術研究所	○		19	—	職場親睦活動等の補助	平成20年3月以降、執行を停止 平成21年度以降、廃止
28 (国) 自動車検査	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
29 (国) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
30 (国) 水資源機構		○	31	—	職場親睦活動等の補助	平成20年8月以降、執行を停止 平成21年度以降、中止
		○	84	37,074		平成20年11月以降、執行を停止 平成21年度以降、中止
31 (国) 自動車事故対策機構	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
32 (国) 空港周辺整備機構	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
33 (国) 海上防災防止センター	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
34 (国) 都市再生機構	○		844	—	職場親睦活動等の補助	平成21年度以降、廃止
35 (国) 住宅金融支援機構	○		0	—	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、廃止
36 (環) 環境再生保全機構		○	2,494	0	職場親睦活動等の補助	平成20年度以降、法人支出を廃止

(注) 1 本表は、平成20年度の各独立行政法人の文化・体育・レクリエーションに係る支出のうち、職場親睦活動等の補助に係るものについての支出状況について記載している。
20年度において、法人からの支出が廃止されているものは法人支出額欄又は互助組織に対する法人支出額欄に「0」と記載している。
2 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
(総)総務省、(財)財務省、(文)文部科学省、(厚)厚生労働省、(農)農林水産省、(経)経済産業省、(国)国土交通省、(環)環境省
3 「実施主体」は、福利厚生事業の実施主体を示している。
4 「支出額」は、i) 法人が実施主体である場合には、法人支出額の総額を、ii) 互助組織が実施主体である場合には、互助組織が支出した総額を記載している。
5 「互助組織に対する法人支出額」は、互助組織が実施主体である場合において、互助組織に対する法人からの支出総額を参考として記載しており、支出額の内数ではない。
6 「備考」欄には、平成21年11月30日時点での平成20年度以降における法人からの支出の見直し内容等について記載している。
7 網掛けは、平成20年度以降、すべての事業について法人からの支出が廃止されているものである。

各独立行政法人における主な法定外福利厚生支出の状況
(文化・体育・レクリエーション(うち、クラブ活動等の補助)に係るもの)

表Ⅱ-2-③

法人名	実施主体		支出額 (単位:千円)	(参考)互助組織 に対する支 出総額 (単位:千円)	内容	備考
	法人	互助組織				
1 (内) 国民生活センター	○		0	—	クラブ活動等補助	平成20年度以降、廃止
2 (総) 情報通信研究機構	○		0	—	クラブ活動等補助	平成20年度以降、廃止
3 (外) 国際協力機構		○	1,606	31,374	クラブ活動等補助	
4 (財) 造幣局	○		730	—	クラブ活動等補助	平成20年7月以降、廃止
5 (財) 国立印刷局	○		1,373	—	クラブ活動等補助	平成20年8月以降、廃止
6 (財) 日本万国博覧会記念機構		○	150	0	クラブ活動等補助	平成20年度以降、法人支出を廃止
7 (文) 科学技術振興機構		○	2,386	11,446	クラブ活動等補助	平成21年度をもって法人支出を廃止
8 (文) 理化学研究所		○	2,675	14,874	クラブ活動等補助	
9 (文) 宇宙航空研究開発機構		○	1,715	55,394	クラブ活動等補助	
10 (文) 海洋研究開発機構		○	502	10,450	クラブ活動等補助	
11 (文) 国立高等専門学校機構	○		0	—	クラブ活動等補助	平成20年度以降、中止
12 (厚) 勤労者退職金共済機構	○		0	—	クラブ活動等補助	平成20年度以降、廃止
13 (厚) 高齢・障害者雇用支援機構		○	0	0	クラブ活動等補助	平成20年度において執行中止、平成21年度以降、廃止
14 (厚) 福祉医療機構		○	418	0	クラブ活動等補助	平成20年度以降、法人支出を廃止
15 (厚) 労働政策研究・研修機構		○	0	—	クラブ活動等補助	平成20年度において執行中止、平成21年度以降、廃止
16 (厚) 雇用・能力開発機構		○	0	—	クラブ活動等補助	平成20年度において執行中止、平成21年度以降、廃止
17 (厚) 医薬品医療機器総合機構	○		0	—	クラブ活動等補助	平成20年度以降、廃止
18 (農) 農業環境技術研究所	○		0	—	クラブ活動等補助	平成20年度レクリエーション経費の支出を行わないこととした。
19 (経) 日本貿易保険	○		100	—	クラブ活動等補助	平成21年度以降、廃止
20 (経) 産業技術総合研究所	○		0	—	クラブ活動等補助	平成20年度以降、廃止
21 (経) 日本貿易振興機構		○	2,243	4,704	クラブ活動等補助	
22 (経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構		○	12,188	0	クラブ活動等補助	平成20年度以降、法人支出を廃止
23 (経) 中小企業基盤整備機構		○	5,773	0	クラブ活動等補助	平成20年度以降、法人支出を廃止
24 (国) 都市再生機構	○		930	—	クラブ活動等補助	平成21年度以降、廃止
25 (環) 環境再生保全機構		○	110	0	クラブ活動等補助	平成20年度以降、法人支出を廃止

- (注) 1 本表は、平成20年度の各独立行政法人の文化・体育・レクリエーションに係る支出のうち、クラブ活動等補助に係るものについての支出状況について記載している。
20年度において、法人からの支出が廃止されているものは法人支出額欄又は互助組織に対する法人支出額欄に「0」と記載している。
- 2 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
(内):内閣府、(総):総務省、(外):外務省、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、(国):国土交通省、(環):環境省
- 3 「実施主体」は、福利厚生事業の実施主体を示している。
- 4 「支出額」は、i)法人が実施主体である場合には、法人支出額の総額を、ii)互助組織が実施主体である場合には、互助組織が支出した総額を記載している。
- 5 「互助組織に対する法人支出額」は、互助組織が実施主体である場合において、互助組織に対する法人からの支出総額を参考として記載しており、支出額の内数ではない。
- 6 「備考」欄には、平成21年11月30日時点での平成20年度以降における法人からの支出の見直し内容等について記載している。
- 7 網掛けは、平成20年度以降、すべての事業について法人からの支出が廃止されているものである。

各独立行政法人における主な法定外福利厚生支出の状況
(食券交付・実費給付などの給食費補助に係るもの)

表Ⅱ-3

法人名	法人支出額 (単位:千円)	支出の内容	備考
1 (内) 国民生活センター	7,453	●食事手当	平成20年12月末をもって廃止
2 (財) 造幣局	26	●年末年始勤務者の給食	
3 (財) 通関情報処理センター	2,359	●食券交付	平成20年10月1日をもって民営化
4 (財) 日本万国博覧会記念機構	823	●食券交付	平成21年度以降、廃止
5 (文) 科学技術振興機構	8,403	●地方勤務者に対する食事補助等	平成20年11月末をもって廃止
6 (文) 理化学研究所	3,726	●食事補助、食券交付	食券交付は平成20年度末をもって廃止
7 (文) 宇宙航空研究開発機構	28,158	●食事補助	
8 (文) 日本原子力研究開発機構	(注3)447,918	●食券交付	
9 (厚) 勤労者退職金共済機構	1,864	●時間外勤務に伴う夜食代の支給	平成20年5月をもって廃止
10 (厚) 福祉医療機構	8,772	●食券交付	平成21年1月末をもって廃止
11 (厚) 医薬品医療機器総合機構	21,571	●食券購入の一部補助	平成20年度末をもって廃止
12 (厚) 年金積立金管理運用	3,163	●食券交付	平成21年9月末をもって廃止
13 (農) 農畜産業振興機構	5,648	●食事手当	平成20年9月をもって廃止
14 (農) 農業者年金基金	2,649	●食券交付	管理職員に対する支給は平成20年度以降、廃止 管理職以外は、平成21年6月をもって廃止
15 (農) 農林漁業信用基金	3,747	●食券交付	平成20年度末をもって廃止
16 (経) 日本貿易保険	3,016	●食券交付	平成20年9月をもって廃止
17 (経) 日本貿易振興機構	195	●夜間勤務時の軽食費補助	平成20年12月をもって廃止
18 (経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	16,433	●食事手当	平成21年度以降、廃止
19 (経) 中小企業基盤整備機構	36,117	●食事費補助	平成20年10月末をもって廃止
20 (国) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	32,576	●食券交付	
21 (国) 自動車事故対策機構	13,062	●食券交付	平成21年1月末をもって廃止
22 (国) 空港周辺整備機構	872	●食券交付	平成20年10月以降、廃止
23 (国) 海上災害防止センター	936	●食券交付	
24 (国) 都市再生機構	67,494	●食事補助	平成20年12月末をもって廃止
25 (国) 日本高速道路保有・債務返済機構	2,687	●食券交付	平成21年1月末をもって廃止
26 (国) 住宅金融支援機構	31,171	●食券交付	平成21年度以降、廃止
27 (環) 環境再生保全機構	5,684	●食券交付	平成21年9月をもって廃止

- (注) 1 本表は、平成20年度の各独立行政法人の法定外福利厚生支出のうち、食券交付・実費給付などの食事費補助に係る支出状況について記載している。
20年度において、法人からの支出が廃止されているものは法人支出額欄に「0」と記載している。
- 2 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
(内):内閣府、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、(国):国土交通省、(環):環境省
- 3 「法人支出額」は、食事費補助等に係る法人の支出額の合計である。(文)日本原子力研究開発機構については、食堂の維持管理費等を含む額を記載している。
- 4 「備考」欄には、平成21年11月30日時点での平成20年度以降における支出の見直し内容等について記載している。
- 5 網掛けは、平成20年度以降、法人からの支出が廃止されているものである。

各独立行政法人における主な法定外福利厚生支出の状況
(慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係るもの)

表Ⅱ-4

法人名	実施主体		支出額 (単位:千円)	(参考)互助組 織に対する法 人支出額 (単位:千円)	内容	備考
	法人	互助組織				
1 (内) 国民生活センター	○		322	—	● 供花、弔電費用 ● 永年勤続表彰	
2 (総) 情報通信研究機構	○		1,531	—	● 生花代 ● 永年勤続表彰	
3 (総) 統計センター	○		1,007	—	● 弔事の生花 ● 永年勤続表彰 ● 退職者表彰に係る表彰状・記念品	
4 (総) 平和祈念事業特別基金	○		0	—	● 結婚祝金	
5 (外) 国際協力機構	○		16,650	—	● 海外医療費等給付	
		○	32,164	31,374	● 会員及び家族の死亡に対する給付 ● 遺児育英金給付 ● 会員及び家族の傷病に対する給付(高度障害者給付、差額ベッド補助、付添看護人補助、手術・療養給付) ● 災害(火災等)による住居及び家財に対する給付 ● 永年勤続表彰 ● 退会時の餞別金	
6 (外) 国際交流基金	○		6,478	—	● 供花代等 ● 海外赴任者等の医療費負担 ● 永年勤続表彰 ● 理事長表彰 ● ペビニッター割引券	「永年勤続表彰」及び「理事長表彰」については、平成20年度以降、法人支出を廃止
		○	834	5,263	● 結婚祝金 ● 出産祝金 ● 死亡弔慰金 ● 傷病見舞金 ● 退会餞別金 ● 引越費用補助	
7 (財) 造幣局	○		1,728	—	● 供花代 ● 永年勤続表彰 ● 退職記念品	● 「永年勤続表彰」については、平成20年度以降、法人支出を廃止 ● 「退職記念品」については、平成21年度に内容を見直し
8 (財) 国立印刷局	○		3,253	—	● 永年勤続者表彰	
9 (財) 日本万国博覧会記念機構		○	406	0	● 結婚祝金 ● 出産祝金 ● 入学祝金 ● 弔慰金 ● 傷病見舞金 ● 家族傷病見舞金 ● 災害見舞金 ● 永年勤続表彰 ● 老人別金 ● 退会金 ● 介護休暇手当	平成20年度以降、法人支出を廃止
10 (文) 大学入試センター	○		45	—	● 永年勤続者表彰 ● 定年等退職者表彰等	
11 (文) 国立国語研究所	○		109	—	● 永年勤続表彰	
12 (文) 国立科学博物館	○		59	—	● 永年勤続表彰 ● (定年)退職者記念品	
13 (文) 防災科学技術研究所	○		1,665	—	● 法定超付加給付 ● 賞状印刷	「賞状印刷」については、平成20年度以降、廃止
14 (文) 国立美術館	○		62	—	● 永年勤続表彰 ● (定年)退職者表彰	
15 (文) 国立文化財機構	○		269	—	● 永年勤続表彰 ● 定年退職表彰	
16 (文) 科学技術振興機構	○		1,810	—	● 永年勤続表彰 ● 定年等退職者表彰等	
		○	12,900	11,446	● 結婚祝金 ● 出産祝金 ● 入学祝金 ● 香木料	平成21年度をもって法人支出を廃止
17 (文) 日本学術振興会		○	70	0	● 結婚祝金 ● 子女誕生 ● 弔慰金 ● 見舞金 ● 餞別金	
18 (文) 理化学研究所		○	6,626	14,874	● 結婚祝金 ● 銀婚祝金 ● 出産祝金 ● 入学祝金 ● 供花、香木料 ● 遺児年金 ● 傷病見舞金 ● 障害者見舞金 ● 災害見舞金 ● 退職者記念品 ● 家政婦を雇用したときの補助	
19 (文) 宇宙航空研究開発機構	○		639	—	● 結婚祝金 ● 出産祝金 ● 銀婚祝金 ● 入学祝金 ● 弔慰金 ● 永年勤続表彰 ● 育児サービス利用補助	
		○	74,841	55,394		
20 (文) 日本スポーツ振興センター	○		1,041	—	● 供花 ● 永年勤続表彰 ● 役員傷害保険	
		○	5,843	9,451	● 結婚祝金 ● 出産祝金 ● 入学祝金 ● 成人祝金 ● 還暦祝金 ● 会員弔意金 ● 家族弔意金 ● 傷病見舞金 ● 災害見舞金 ● 退会餞別金	

法人名	実施主体		支出額 (単位:千円)	(参考)互助組 織に対する法 人支出額 (単位:千円)	内容	備考
	法人	互助組織				
21 (文) 日本芸術文化振興会	○		200	—	●永年勤続表彰	
		○	18,859	7,837	●結婚祝金●出産祝金●会員弔慰金●配偶者弔慰金●家族弔慰金●傷病見舞金●遺児育英金●移転給付金●特別移転給付金●一時帰宅旅費●幼稚園再入園補助●勤続30年リフレッシュ給付●脱退給別金●介護・育児クーポン●労災保険不足補填金	
22 (文) 日本学生支援機構	○		308	—	●永年勤続表彰●定年退職者記念品	
		○	13,807	9,432	●結婚祝金●銀婚祝金●出産祝金●入学祝金●弔慰金●傷病見舞金●災害見舞金●リフレッシュ支援金●ネクストステップ準備金	●「結婚祝金」については、21年度以降、支出内容を見直し、25年度より全廃●「出産祝金」、「入学祝金」については、21年度以降、支出内容を見直し、23年度より全廃●「銀婚祝金」については、平成21年度以降、廃止
23 (文) 海洋研究開発機構	○		884	—	●供花●表彰・記念品●保育サービス利用補助	
		○	3,518	10,450	●結婚祝金●出産祝金●香木料●病氣見舞金●差額ベッド料補助●餞別金●遠隔地勤務者補助	
24 (文) 国立高等専門学校機構	○		5,269	—	●供花●永年勤続表彰●退職者表彰等	
25 (文) 大学評価・学位授与機構	○		52	—	●永年勤続表彰	
26 (文) 国立大学財務・経営センター	○		393	—	●供花●役員普通傷害保険●労災総合保険	
27 (文) メディア教育開発センター	○		136	—	●永年勤続表彰●名誉教授称号授与	
28 (文) 日本原子力研究開発機構		○	354,933	102,635	●結婚祝金●銀婚祝金●入学祝金●香木料●弔慰金及び供物料●家族弔慰金●災害見舞金●労働災害特別給付金●その他給付	
29 (厚) 労働安全衛生総合研究所	○		0	—	●献花	
30 (厚) 勤労者退職金共済機構		○	3,440	0	●結婚祝金●出産祝金●傷病見舞金●死亡弔慰金●永年勤続表彰●定年退職者等記念品	平成20年度以降、法人支出を廃止
31 (厚) 高齢・障害者雇用支援機構		○	102,795	7,578	●結婚祝金●出産祝金●入学祝金●弔慰金●育児給付金●遺児育英年金●差額ベッド料補助●永年勤続表彰●退職者の記念行事●退職記念旅行補助●介護給付金●介護サービス利用費補助●介護クーポン●介護福祉機器購入、借入補助●保育サービス利用補助	
	○		223	—	●永年勤続表彰	「永年勤続表彰」について、平成21年度表彰分から内容を見直し
32 (厚) 福祉医療機構		○	1,442	0	●結婚祝金●出産祝金●入学祝金●家族弔慰金●傷病見舞金●餞別金	平成20年度以降、法人支出を廃止
	○		23	—	●永年勤続表彰	
33 (厚) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○		353	—	●永年勤続表彰	
		○	102,795	998	●結婚祝金●出産祝金●入学祝金●弔慰金●育児給付金●遺児育英年金●差額ベッド料補助●永年勤続表彰●退職者の記念行事●退職記念旅行補助●介護給付金●介護サービス利用費補助●介護クーポン●介護福祉機器購入、借入補助●保育サービス利用補助	
34 (厚) 労働政策研究・研修機構	○		652	—	●役員障害保険経費	
		○	102,795	42,492	●結婚祝金●出産祝金●入学祝金●弔慰金●育児給付金●遺児育英年金●差額ベッド料補助●永年勤続表彰●退職者の記念行事●退職記念旅行補助●介護給付金●介護サービス利用費補助●介護クーポン●介護福祉機器購入、借入補助●保育サービス利用補助	
35 (厚) 雇用・能力開発機構	○		652	—	●役員障害保険経費	
35 (厚) 雇用・能力開発機構		○	102,795	42,492	●結婚祝金●出産祝金●入学祝金●弔慰金●育児給付金●遺児育英年金●差額ベッド料補助●永年勤続表彰●退職者の記念行事●退職記念旅行補助●介護給付金●介護サービス利用費補助●介護クーポン●介護福祉機器購入、借入補助●保育サービス利用補助	

法人名	実施主体		支出額 (単位:千円)	(参考)互助組 織に対する法 人支出額 (単位:千円)	内容	備考
	法人	互助組織				
	○		2,497	-	●永年勤続表彰	
36 (厚) 労働者健康福祉機構		○	33,878	121,155	●結婚祝金●出産祝金●入学祝金● 弔慰金●災害見舞金●遺児育英年金 ●介護給付金	「交付金施設職員に係る 事業主負担分」について は、平成21年度以降、法 人支出を廃止
37 (厚) 国立病院機構	○		12,381	-	●弔事(弔電、生花)●永年勤続表彰 ●退職者の記念行事	
38 (厚) 医薬品医療機器総合機構	○		1,120	-	●結婚祝金●出産祝金●表彰祝金● 弔慰金●家族弔慰金●入院見舞金	
39 (農) 農林水産消費安全技術センター	○		3,762	-	●永年勤続表彰●定年等退職時表彰 ●職員の公務災害補償費	「永年勤続表彰」につい て、平成21年度における 内容を見直し
40 (農) 種苗管理センター	○		490	-	●生花代●永年勤続表彰	
41 (農) 家畜改良センター	○		1,622	-	●生花代●永年勤続表彰	
42 (農) 水産大学校	○		345	-	●永年勤続表彰●定年退職者等表彰	
43 (農) 農業・食品産業技術総合研究機構	○		4,956	-	●献花●永年勤務者表彰●永年退職 者表彰	
44 (農) 農業生物資源研究所	○		35	-	●保育支援	
45 (農) 農業環境技術研究所	○		832	-	●献花●永年勤続表彰●保育サービ ス利用補助	
46 (農) 国際農林水産業研究センター	○		480	-	●献花●永年勤続表彰●永年退職者 表彰	
47 (農) 森林総合研究所	○		1,348	-	●障害特別補償●永年勤続表彰	
48 (農) 水産総合研究センター	○		2,453	-	●永年勤続表彰●退職者退職記念品 ●功績者表彰●法定超付加給付	
49 (農) 農畜産業振興機構	○		626	-	●結婚祝金●弔慰金●永年勤続表彰 ●退職表彰	「慶弔金(結婚祝金、弔慰 金)」については、平成20 年度以降、廃止
50 (農) 農業者年金基金	○		0	-	●永年勤続表彰	
51 (農) 農林漁業信用基金	○		252	-	●結婚祝金●出産祝金●弔慰金●傷 病見舞金●永年勤続表彰	「慶弔金(結婚祝金、出産 祝金、弔慰金、傷病見舞 金)」については、平成21 年度以降、法人支出を廃 止
52 (経) 経済産業研究所	○		54	-	●供花	
53 (経) 工業所有権情報・研修館	○		94	-	●供花	
		○	34	0	●結婚祝金●出産祝金●弔慰金●災 害見舞金●退職者祝金	平成20年度以降、法人支 出を廃止
54 (経) 日本貿易保険	○		2,496	-	●供花●功労表彰●法定超付加給付	
55 (経) 産業技術総合研究所	○		1,215	-	●弔事の花輪●弔電	
56 (経) 製品評価技術基盤機構	○		601	-	●供花●弔電代●公務災害補償	
57 (経) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	○		677	-	●永年勤続表彰	
	○		38,411	-	●供花●海外医療保険●ベビーシッ ター・育児支援●倉庫保管費●生活物 資調達支援●弔慰金●特別弔慰金	「特別弔慰金」につい ては、平成21年度以降、廃 止
58 (経) 日本貿易振興機構		○	8,147	4,704	●結婚祝金●出産祝金●傷病見舞金 ●弔慰金●特別弔慰金●永年勤続表 彰●退会金	
59 (経) 原子力安全基盤機構	○		354	-	●供花●弔電	
60 (経) 情報処理推進機構	○		94	-	●供花	
	○		786	-	●海外医療保険●ベビーシッター・育 児支援	
61 (経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構		○	2,772	0	●結婚祝金●出産祝金●入学祝金● 弔慰金●見舞金●慰別金	平成20年度以降、法人支 出を廃止
	○		3,735	-	●永年勤続表彰●退職表彰	
62 (経) 中小企業基盤整備機構		○	11,110	0	●弔慰金●退職表彰●永年勤続表彰	平成20年度以降、法人支 出を廃止
63 (国) 土木研究所	○		271	-	●法定外補償保険料	
64 (国) 交通安全環境研究所	○		253	-	●弔電●永年勤続表彰	
65 (国) 海上技術安全研究所	○		821	-	●永年勤続表彰	
66 (国) 港湾空港技術研究所	○		112	-	●生花代●永年勤続表彰●業績表 彰	
67 (国) 電子航法研究所	○		410	-	●弔電●供花●永年勤続表彰●永年 退職者表彰●任意労災保険	

法人名	実施主体		支出額 (単位:千円)	(参考)互助組織 に対する法人 支出額 (単位:千円)	内容	備考
	法人	互助組織				
68 (国) 航海訓練所	○		394	—	●永年勤続表彰●定年退職者表彰	
69 (国) 航空大学校	○		82	—	●永年勤続表彰●飛行時間表彰	
70 (国) 自動車検査	○		2,056	—	●弔電●永年勤続表彰●業績表彰● 退職表彰●法定超付加給付	
71 (国) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○		2,361	—	●永年勤続表彰	
72 (国) 国際観光振興機構	○		200	—	●弔電●供花●法定超付加給付	
73 (国) 水資源機構	○		0	—	●永年勤続表彰●定年表彰	「記念品(結婚記念・誕生日)」については、平成21年度以降、廃止
		○	81,052	37,074	●結婚祝金●出産祝金●入学等祝金● 弔慰金●傷病見舞金●家族傷病見舞金● 災害見舞金●労働災害見舞金● 育英金●餞別金●永年会員給付金● 自宅見舞金●記念品(誕生日、結 婚記念日)●出向見舞金●法定外労 働災害保険料	
74 (国) 自動車事故対策機構		○	3,370	3,584	●結婚祝金●結婚記念祝金(銀婚)● 出産祝金●就学祝金●慶弔金●弔慰 金●家族弔慰金●傷病見舞金●家族 傷病見舞金●災害見舞金●長期在会 記念品	
75 (国) 空港周辺整備機構	○		300	—	●結婚祝金●出産祝金●結婚記念日 祝金●成人祝金●就学祝金●弔慰金● 家族弔慰金●傷病見舞金●災害見舞 金●花輪●退職表彰	「結婚記念日祝金」、「成 人祝金」については平成 20年度以降、廃止
76 (国) 海上災害防止センター	○		10	—	●永年勤続表彰	
77 (国) 都市再生機構		○	70,158	72,632	●結婚祝金●出産祝金●弔慰金●家 族弔慰金●災害見舞金●傷病見舞金● 家族傷病見舞金等	
78 (国) 日本高速道路保有・債務返済機構	○		20	—	●弔電・供花	
79 (国) 住宅金融支援機構	○		621	—	●永年勤続表彰●退職者記念品	
80 (環) 国立環境研究所	○		260	—	●永年勤続表彰	
81 (環) 環境再生保全機構	○		77	—	●慶弔経費	平成20年度以降、法人支 出を廃止
		○	1,684	0	●結婚祝金●出産祝金●入学祝金● 弔慰金●弔意金●家族弔意金●傷病 見舞金●家族傷病見舞金●災害見舞 金●永年勤続表彰●退会餞別金	

- (注) 1 本表は、平成20年度の各独立行政法人の法定外福利厚生支出のうち、慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る支出状況について記載している。
20年度において、法人からの支出が廃止されているものは法人支出額欄又は互助組織に対する法人支出額欄に「0」と記載している。
- 2 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
(内):内閣府、(総):総務省、(外):外務省、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、(国):国土交通省、(環):環境省
- 3 「実施主体」は、福利厚生事業の実施主体を示している。
- 4 「支出額」は、i)法人が実施主体である場合には、法人支出額の総額を、ii)互助組織が実施主体である場合には、互助組織が支出した総額を記載している。
- 5 「互助組織に対する法人支出額」は、互助組織が実施主体である場合において、互助組織に対する法人からの支出総額を参考として記載しており、支出額の内数ではない。
- 6 「内容」欄には、個人に対する給付等に係る支出の内容(うち、文化・体育・レクリエーションに係るものは除く。)を記載している。
- 7 「備考」欄には、平成21年11月30日時点での平成20年度以降における法人からの支出の見直し内容等について記載している。
- 8 網掛けは、平成20年度以降、すべての事業について法人からの支出が廃止されているものである。

各独立行政法人における主な法定外福利厚生支出の状況
(福利厚生代行サービス、カフェテリアプランに係るもの)

表Ⅱ-5

法人名	実施主体		支出額 (単位:千円)	(参考)互助 組織に 対する 支出総額 (単位:千円)	利用件数 (単 位: 件)	(参考)1 件当 たりの 支出額 (単位: 千円)	内容	備考
	法人	互助組織						
1 (外) 国際協力機構		○	9,390	31,374	7,500	1	●福利厚生代行サービス	
		○	1,921	—	1,154	3	●カフェテリアプラン(会員1人当たり年間28000ポイント(1ポイント=1円)を付与)	会員が福利厚生(選択型)を利用した際に互助組織が後払いで一部補助するのに対し、JICAが一時的に立て替えるものであり、翌年度に同額が互助組織からJICAに払い戻されるため実質的なJICAの負担なし
		○	1,033	31,374				
2 (外) 国際交流基金		○	2,166	5,263	431	5	●福利厚生代行サービス	
3 (財) 通関情報処理センター	○		599	—	118	5	●福利厚生代行サービス	平成20年10月1日をもって民営化
4 (財) 日本万国博覧会記念機構	○		488	—	132	4	●福利厚生代行サービス	
5 (文) 理化学研究所		○	12,537	14,874	616	20	●福利厚生代行サービス	
6 (文) 日本芸術文化振興会		○	2,207	7,837	247	9	●福利厚生代行サービス	
7 (文) 日本学生支援機構		○	1,873	9,432	626	3	●福利厚生代行サービス	
8 (文) 海洋研究開発機構		○	6,231	10,450	1,263	5	●福利厚生代行サービス	平成21年9月以降、廃止
9 (厚) 医薬品医療機器総合機構		○	4,349	4,349	146	30	●福利厚生代行サービス	平成20年7月をもって宿泊プラン割引補助の利用停止 平成21年3月をもって廃止
10 (農) 農畜産業振興機構	○		1,938	—	372	5	●福利厚生代行サービス	
	○		6,776	—	282	24	●カフェテリアプラン(会員1人当たり年間600ポイント(1ポイント=100円)を付与)	平成21年3月をもって廃止
11 (経) 日本貿易保険	○		724	—	204	4	●福利厚生代行サービス	平成21年3月をもって廃止
12 (経) 製品評価技術基盤機構	○		0	—	—	—	—	平成20年度以降、廃止
13 (経) 新エネルギー産業技術総合開発機構		○	4,763	12,000	787	6	●福利厚生代行サービス	平成21年3月をもって法人支出を廃止
14 (経) 日本貿易振興機構	○		7,245	—	1,540	5	●福利厚生代行サービス	平成21年度に互助組織に移管予定
15 (経) 原子力安全基盤機構	○		2,630	—	53	50	●福利厚生代行サービス	平成20年9月をもって廃止
16 (経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構		○	6,115	6,115	4,703	1	●福利厚生代行サービス	平成21年度において、法人支出額を年間支出相当額全額補助から1/2補助に減額(H20:6,115千円→H21(予算)3,059千円)
17 (経) 中小企業基盤整備機構	○		5,396	—	4,206	1	●福利厚生代行サービス	
18 (環) 環境再生保全機構	○		889	—	1,335	1	●福利厚生代行サービス	平成21年度をもって廃止

注) 1 本表は、平成20年度の各独立行政法人の法定外福利厚生支出のうち、福利厚生代行サービス(福利厚生全般の運営について外部委託しているもの)及びカフェテリアプラン(従業員に費用と連動したポイントを付与し、その範囲内で福利厚生メニューの中から選択させる制度)に係る支出状況を記載している。
20年度において、法人からの支出が廃止されているものは法人支出額欄又は互助組織に対する法人支出額欄に「0」と記載している。
2 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
(外):外務省、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、(環):環境省
3 「実施主体」は、福利厚生事業の実施主体を示している。
4 「支出額」は、I)法人が実施主体である場合には、法人支出額の総額を、II)互助組織が実施主体である場合には、互助組織が支出した総額を記載している。
5 「互助組織に対する法人支出額」は、互助組織が実施主体である場合において、互助組織に対する法人からの支出総額を参考として記載しており、支出額の内数ではない。
6 「利用件数」は、20年度における利用実績を記載している。
7 「1件当たりの支出額」は、支出額から利用件数を除いたものを参考として記載している。
8 「備考」欄には、平成21年11月30日時点での平成20年度以降における法人からの支出の見直し内容等について記載している。
9 網掛けは、平成20年度以降、すべての事業について法人からの支出が廃止されているものである。
10 (文) 科学技術振興機構(福利厚生代行サービス)、(文) 宇宙航空研究開発機構(福利厚生代行サービス、カフェテリアプラン)、都市再生機構(福利厚生代行サービス)の4法人については、平成21年度において新規で実施することとしている。

各独立行政法人における福利厚生費の支出状況

(参考)

法人名	福利厚生費の支出状況(千円)			福利厚生 受給対象者数 (人)	(参考) 1人当たり法定外 福利厚生費支出額 (千円)
	法定福利費	法定外福利費	計		
1(内) 国立公文書館	59,329	0	59,329	43	0
2(内) 国民生活センター	123,247	22,889	146,136	172	133
3(内) 北方領土問題対策協会	25,631	889	26,520	31	29
4(内) 沖縄科学技術研究基盤整備機構	138,838	28,841	167,679	183	158
5(総) 情報通信研究機構	662,766	41,470	704,236	915	45
6(総) 統計センター	628,228	5,919	634,147	998	6
7(総) 平和祈念事業特別基金	39,554	815	40,369	83	10
8(総) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	54,784	14,074	68,858	43	327
9(外) 国際協力機構	1,926,824	384,493	2,311,317	1,372	280
10(外) 国際交流基金	274,078	41,716	315,794	223	187
11(財) 酒類総合研究所	53,239	2,220	55,459	88	25
12(財) 造幣局	1,521,031	236,874	1,757,905	1,166	203
13(財) 国立印刷局	6,562,610	573,580	7,136,189	5,052	114
14(財) 通関情報処理センター	55,133	3,250	58,383	113	29
15(財) 日本万国博覧会記念機構	67,641	2,438	70,079	58	42
16(文) 国立特別支援教育総合研究所	75,314	1,623	76,937	74	22
17(文) 大学入試センター	100,128	1,307	101,435	124	11
18(文) 国立青少年教育振興機構	502,831	4,396	507,227	689	6
19(文) 国立女性教育会館	28,581	0	28,581	39	0
20(文) 国立国語研究所	58,473	1,345	59,818	101	13
21(文) 国立科学博物館	159,168	2,708	161,876	244	11
22(文) 物質・材料研究機構	820,281	23,888	844,169	1,237	19
23(文) 防災科学技術研究所	174,166	12,117	186,283	236	51
24(文) 放射線医学総合研究所	495,482	12,999	508,481	782	17
25(文) 国立美術館	144,530	1,779	146,309	253	7
26(文) 国立文化財機構	377,128	269	377,397	551	0
27(文) 教員研修センター	48,526	0	48,526	60	0
28(文) 科学技術振興機構	1,973,279	249,877	2,223,156	1,760	142
29(文) 日本学術振興会	122,848	3,017	125,865	102	30
30(文) 理化学研究所	3,362,284	101,947	3,464,231	3,335	31
31(文) 宇宙航空研究開発機構	2,532,571	345,617	2,878,188	2,277	152
32(文) 日本スポーツ振興センター	546,754	37,253	584,007	491	76
33(文) 日本芸術文化振興会	381,983	35,593	417,576	330	108
34(文) 日本学生支援機構	506,691	31,777	538,468	672	47
35(文) 海洋研究開発機構	1,068,313	495,827	1,564,140	1,054	470
36(文) 国立高等専門学校機構	5,718,705	47,419	5,766,124	7,457	6
37(文) 大学評価・学位授与機構	115,140	1,390	116,530	157	9
38(文) 国立大学財務・経営センター	26,927	1,064	27,991	39	27
39(文) メディア教育開発センター	89,960	1,342	91,302	134	10
40(文) 日本原子力研究開発機構	6,594,226	1,852,869	8,447,095	5,219	355
41(厚) 国立健康・栄養研究所	62,614	979	63,593	93	11
42(厚) 労働安全衛生総合研究所	123,410	1,484	124,894	130	11
43(厚) 勤労者退職金共済機構	326,347	10,479	336,826	383	27
44(厚) 高齢・障害者雇用支援機構	1,085,403	221,935	1,307,338	1,510	147
45(厚) 福祉医療機構	382,252	83,752	466,004	267	314
46(厚) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	321,152	4,934	326,086	340	15
47(厚) 労働政策研究・研修機構	176,448	56,558	233,006	130	435
48(厚) 雇用・能力開発機構	5,260,374	1,202,944	6,463,318	3,920	307
49(厚) 労働者健康福祉機構	14,652,337	1,002,633	15,654,970	16,601	60
50(厚) 国立病院機構	56,587,008	188,346	56,775,354	56,711	3
51(厚) 医薬品医療機器総合機構	543,777	32,302	576,079	554	58
52(厚) 医薬基盤研究所	128,731	26,284	155,015	199	132
53(厚) 年金・健康保険福祉施設整理機構	30,513	554	31,067	39	14
54(厚) 年金積立金管理運用	94,735	7,419	102,154	80	93
55(農) 農林水産消費安全技術センター	531,057	32,306	563,363	689	47
56(農) 種苗管理センター	270,569	6,663	277,232	443	15
57(農) 家畜改良センター	711,227	17,940	729,167	1,039	17
58(農) 水産大学校	182,271	3,918	186,189	221	18
59(農) 農業・食品産業技術総合研究機構	3,144,876	91,494	3,236,370	4,783	19
60(農) 農業生物資源研究所	501,854	8,533	510,387	894	10
61(農) 農業環境技術研究所	220,668	3,911	224,579	327	12
62(農) 国際農林水産業研究センター	234,404	10,642	245,046	329	32
63(農) 森林総合研究所	1,402,654	352,355	1,755,009	1,736	203
64(農) 水産総合研究センター	1,087,842	25,520	1,113,362	1,640	16
65(農) 農畜産業振興機構	294,541	33,089	327,610	206	161
66(農) 農業者年金基金	105,583	4,172	109,755	86	49
67(農) 農林漁業信用基金	172,459	5,468	177,927	122	45
68(経) 経済産業研究所	44,905	821	45,726	69	12
69(経) 工業所有権情報・研修館	149,813	1,421	151,234	158	9
70(経) 日本貿易保険	151,873	9,434	161,307	147	64
71(経) 産業技術総合研究所	4,151,911	200,598	4,352,509	5,841	34
72(経) 製品評価技術基盤機構	379,274	22,395	401,669	538	42
73(経) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	596,209	125,581	721,790	975	129
74(経) 日本貿易振興機構	1,248,403	242,873	1,491,276	1,613	151
75(経) 原子力安全基盤機構	581,771	38,272	620,043	487	79
76(経) 情報処理推進機構	168,687	2,108	170,795	271	8
77(経) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	717,424	91,134	808,558	654	139
78(経) 中小企業基盤整備機構	916,915	331,285	1,248,200	895	370
79(国) 土木研究所	346,365	5,580	351,945	594	9
80(国) 建築研究所	120,290	6,121	126,411	146	42
81(国) 交通安全環境研究所	128,728	2,270	130,998	158	14
82(国) 海上技術安全研究所	242,113	2,565	244,678	290	9
83(国) 港湾空港技術研究所	113,768	1,896	115,664	128	15
84(国) 電子航法研究所	76,748	3,220	79,968	88	37
85(国) 航海訓練所	463,917	14,296	478,213	433	33
86(国) 海技教育機構	210,528	2,273	212,801	304	7

法人名	福利厚生費の支出状況(千円)			福利厚生 受給対象者数 (人)	(参考) 1人当たり法定外 福利厚生費支出額 (千円)
	法定福利費	法定外福利費	計		
87 (国) 航空大学校	119,479	2,246	121,725	114	20
88 (国) 自動車検査	690,313	15,824	706,137	962	16
89 (国) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,681,194	1,156,002	3,837,196	1,730	668
90 (国) 国際観光振興機構	144,656	8,767	153,423	124	71
91 (国) 水資源機構	2,468,992	870,576	3,339,568	1,533	568
92 (国) 自動車事故対策機構	324,950	78,619	403,569	382	206
93 (国) 空港周辺整備機構	83,225	28,137	111,362	92	306
94 (国) 海上災害防止センター	38,552	2,596	41,148	38	68
95 (国) 都市再生機構	5,709,508	569,297	6,278,805	4,088	139
96 (国) 奄美群島振興開発基金	18,336	0	18,336	21	0
97 (国) 日本高速道路保有・債務返済機構	116,890	6,320	123,210	84	75
98 (国) 住宅金融支援機構	1,124,103	328,457	1,452,560	984	334
99 (環) 国立環境研究所	490,313	13,140	503,453	829	16
100 (環) 環境再生保全機構	176,172	19,010	195,182	152	125
101 (防) 駐留軍等労働者労務管理機構	240,766	4,560	245,326	338	13

- (注) 1 本表は、平成20年度の各独立行政法人の福利厚生費の支出状況について記載している。
2 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
(内):内閣府、(総):総務省、(外):外務省、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、
(国):国土交通省、(環):環境省、(防):防衛省
3 「法定福利費」は、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険等の事業主負担分についての総額である。
4 「法定外福利費」は、法人が任意で支出する福利厚生費の総額である。
5 「福利厚生受給対象者数」は、原則として平成20年4月1日現在の福利厚生費の受給対象者の人数である。
6 「1人当たり法定外福利厚生費支出額」は、法定外福利費の支出額から福利厚生受給対象者数を除した額を参考として記載している。